

## 《論 説》

## 近代の大学と法曹養成制度

— 19世紀以降の変容 —

小 野 秀 誠

- I はじめに
- II 近代以降の大学—自然法とパンデクテンの時代
- III 学生と教授
- IV むすび—近時の国家試験の動向—

## I はじめに

(1) 本稿は、近代の大学、とくに自然法からパンデクテン法学の時代の大学を検討しようとするものである（それ以前については、別稿を予定している）。時代的には、18世紀から19世紀を対象とし、20世紀における大学生人口の爆発的な増加期前の時期をおもに扱う。古い伝統的な大学の時代を検討し、その後の時代と比較し、変化に対応する大学の役割を明らかにするためである。今日もまた、大学の変革期であり、将来を語るには、まず過去を知る必要があるからである。なお、最後に、比較のために、近時の法改革とそれにもとづく新たな国家試験の動向を概観し検討する。

大学の歴史の古いヨーロッパには、数多くの大学がある。その中で、本稿では、とくにマールブルク大学を採り上げる。同大学を採り上げるのは、その設立が1527年であり（この年は、カール5世の軍のローマ劫掠、フィレンツェではメディチ家の追放。日本では、織田信長の生年が1534年とされる）、ヨーロッパにおいては比較的新しく、設立以来の教授陣を網羅的に追跡することが可能だからである。ただし、関連する教授については、他の大学の者をも若干検討する。これは、ドイツ（あるいは広く欧米）の学者が全国的に、場合によっ

ては外国にも移動する（あるいは外国から転入する）例が多いからである。

中世からの大学の研究としては、比較的新しいものでは、たとえば、トリアー大学の Peter-Stephan Berens, *Trierer Juristen, Die Mitglieder der Juristenfakultät und ihre Einbindung in Ämter und Bürgerschaft der Stadt von 1600 bis 1722*, 2008がある。トリアー大学の創設は古く、1454年である。選帝侯でもある宗教諸侯の大学として特色を有する。あるいは、キール大学の *Festschrift* である *Auge, Der Kieler Professor bis zur Mitte des 20.Jh - Eine typologische Annäherung*, in *Christian-Albrechts-Universität zu Kiel, 350 Jahre Wirken in Stadt, Land und Welt*, 2015, S.425。また、グライフスヴァルト大学の *Universität und Gesellschaft (Fests.zur 550-Jahrfeier der Universität Greifswald 1456-2006, 2006*。などがある。その他の大学の研究もあるが、その中でも、マールブルク大学は、比較的一般的な性格を有する点で検討しやすい。すなわち、宗教都市でなく、またマスプロ教育発生以前の小規模大学の特質をもつ典型的な大学といえるからである。著名ではあるが、必ずしもトップ・クラスというわけではない点においても、典型的である。

(2) マールブルク大学は、1527年に、ドイツでは最初のプロテスタント系の大学として設立された（皇帝の許可状は1541年で、ルター派の大学であった。1605年に、改革派（カルヴァン派）、1625年に、ルター派、1653年に再度改革派に改革した）。当初の学部は、神学、医学、法学の専門学部と哲学部のみで、教授は11人、学生も88人にすぎなかった<sup>1)</sup>。

---

1) マールブルク大学について、Gundlach, *Catalogus professorum academiae Marburgensis (Die Akademischen Lehrer der Philipps-Universität in Marburg von 1527 bis 1910)*, 1927, S.VIff.(以下、Gundlach①と略する)。とくに法学部について、Johannes Gottlieb Klingelhöfer, *Die Marburger Juristenfakultät im 19.Jahrhundert (Beiträge zur hessischen Geschichte)*, 1972, S.9ff.(以下、MJF ②と略する)。法学部については、Gundlach ①S.77ff。また、本文中の法学者の前後に付された数字は、Gundlach①に付された個人番号である。参照上、頁数よりも有益だからである。

ちなみに、2016年には、マールブルク大学には、16学部、2万6000人以上の学生がいる。本稿では、近代のマールブルク大学を対象とし、中世の部分については、別稿を予定している（おおむね 1527 年から1733年）。本稿の対象は、それ以降、自然

Philipps-Universität Marburg という名称のとおり、当時の領主ヘッセン地方伯フィリップ (Landgraf Philip, 寛大侯 Philipp dem Großmütigen) の創建にかかる。1541年には、ハプスブルク家の皇帝カール5世から大学特許状をえた。1605年に、改革派に変わったのは、ヘッセン・カッセル地方伯モーリッツのカルヴァン派への改宗に伴うものである。同じプロテスタントであっても、時代によっては、ルター派とカルヴァン派は、激しく対立したことから、ルター派の教授は、ヘッセン・ダルムシュタットのギーゼン大学に移動した。近隣であることから、その後も、ギーゼン大学との関係は深い。上述のように、領主により宗旨の変動を生じたが、1867年に、プロイセンに併合されると、プロテスタントの一般的な大学となった。

比較までに他の大学にも若干ふれると、大学の起原は、イタリアでもっとも古く、ボローニア大学は、12世紀末に遡る。明確なのは、Reggio大学の1188年、Vicenza大学の1204年、Palencia大学の1208年などである。フランスでは、パリ大学が13世紀の初頭で、イギリスでも、オックスフォード大学が13世紀の初頭、ケンブリッジ大学が1209/25年である。

アルプス以北の神聖ローマ帝国の版図では、プラハ大学が1347年、ウィーン大学が1365年である。以下、ハイデルベルク大学が1385年、ケルン大学が1388年、ヴェルツブルク大学が1402年、ライプツヒ大学が1409年であった。これに、バルト海沿岸のロシュトック大学が1419年、グライフスヴァルト大学が1456年である。さらに、フライブルク (Breisgau) 大学の1457年が続いている<sup>2)</sup>。したがって、1527年の設立は、決して早いものではない。

---

法の時代の末期から19世紀末までである。

また、厳密には、最初のプロテスタントの大学は、シレジアの Liegnitz 大学 (1526) とされる。ただし、継続されず、近在のシレジアに設立されたブレウラウ大学 (1702) は、当初はカトリック系であった。Rüegg, *Geschichte der Universität in Europa*, II, S.85, S.88.

ほかに、大学研究では、Hoffmann, E., Jaeger, Schmidt-Künsemüller, *Allgemeine Entwicklung der Universität*, 1965 (*Geschichte der Christian-Albrechts-Universität Kiel*, 1665-1965; Bd. 1, T. 2) もある。

2) Rüegg (hrsg.), *Geschichte der Universität in Europa*, I, S.70ff., II, S.81ff.

## 1378年から1500年創設の大学



(Rüegg, Geschichte der Universität in Europa, Bd.1, S.77).

上図は、1378年から1500年の間に設立された大学であり、いわば第2期のものである。本文でふれたもっとも古い大学は含まれていない。

18世紀の非カトリックの大学



(Rüegg, 2, S.97).

1500年から1790年間の大学の創設と閉鎖

	創設、再開			閉鎖、転換
	カトリック	プロテスタント	全体	
1501 - 1550	22	4 (M)	26	3
1551 - 1600	31	16	47	3
1601 - 1650	14	10	24	3
1651 - 1700	5	7	12	12
1701 - 1750	10	2	12	13
1751 - 1790	13	3	16	16
全体	95	42	137	50

(Rüegg, Bd.2, S.74, S.75).

前頁の図は、1800年までに設立され、かつ存続していた非カトリック系の大学である。宗教改革まで、大学は基本的にカトリックを前提に設立されたが、宗教改革時には、大学の宗教改革も行われた。1800年よりも後発的な非カトリックの大学は包含されていない。北ドイツには、ルター派に、オランダやスイスには、カルヴァン派に改革した大学もある。たとえば、ロシュトック大学は1531年に、グライフスヴァルト大学は1539年に、ルター派の大学となった。ルター (Martin Luther, 1483.11.10-1546.2.18) のヴィッテンベルクの95か条のテーゼ (95 Thesen) は、1517年である。2017年は、宗教改革から500年である。バーゼル大学は、1459年創設であるが、1532年にカルヴァン派となった。1527年に大学を創設する場合に、それがプロテスタント系の大学であることは、自然の成り行きだったのである。

もっとも、前頁の表にあるように、ヨーロッパ全体としては、カトリック系の大学が多く、プロテスタント系の大学は、その半分にも満たない。そして、神聖ローマ帝国の領域内 (ドイツ、スイス、オランダ) に限った場合にのみ、カトリックの大学とアカデミーが44なのに対し、ルター派のものは、56、カルヴァン派のものは、35となり、プロテスタント系が多数となる。

(3) 近時の法曹養成制度の変容に関しては、この10年間のドイツの国家試験の推移を簡単に検討する (IV)。2008年の新制度の発足以来の傾向が示されているからである。こちらは、20世紀以降、顕著となった大学進学率の爆発的な増加を示している。とくに第一次世界大戦以降の増加は、いちじるしい<sup>3)</sup>。

---

3) ドイツの大学については、拙著「大学と法曹養成制度」(2001年)、とくに1990年以降の改革については、159頁以下。それ以後の改革についても、「ドイツの新国家試験と法曹養成の新たな動向」判時2079号3頁、「ドイツの新司法試験 2007～2009年の比較」国際商事法務40巻12号1885頁などを参照。

## II 近代以降の大学—自然法とパンデクテンの時代

### 1 自然法の時代

(1) 大学のカリキュラムは、時代によって変遷している。以下では、自然法の時代と、パンデクテン法学の時代のカリキュラムを比較してみよう。体系の上で、明らかな相違が読み取れる<sup>4)</sup>。

(a) 自然法の時代には、今日と比すると、明らかな特徴がみられる。哲学を中心とした導入教育と、古典語や外国語の教養、歴史の重視などである。ドイツの自然法には、古典重視の人文主義的特徴がみられる。人文主義法学も、ローマ法を中心とした注釈学派との対抗関係から生じたからである。カリキュラムにも、この人文系科目の重視という特徴が反映されているのである。

数学、物理や統計学までが含まれているのは、諸学がまだ分離していない時代を反映しているが、数学的思考や大前提からの理論操作を重んじた自然法論独自の傾向にもよっている。第1 学年は、こうした基礎理論ばかりで、実定法科目が登場するのは、やっと第2 年目からである。ただし、以下のカリキュラムは、10学期=5 年の体系であり、2 年目以降、実定法科目もかなり扱われている。もっとも、ローマ法とカノン法の注釈を中心とした中世の法学体系と異なることは明らかであろう。また、後代のような細分化した法律科目は登場していない。

しかし、7 学期の文献史、古文書学、8 学期の文献史、9 学期の法的文献、10 学期の全学問の百科など、基礎法的な視野は、課程のすべてを通じて貫かれており、実定法一辺倒というわけでもない。

勉学初期段階における基礎理論や近接諸学との関係を重視する方法は、マールブルク大学だけではなく、この時代の大学一般にあてはまる。また、ドイツだけではなく、オーストリアでも共通している。そこでは、後の実定法中心の

---

4) MJF ②, S.38.

歴史法学の手法は、教育方法にも及び、19世紀中ごろの司法改革の契機ともなっている(Thunの改革)<sup>5)</sup>。

### 1805年の法学部の履修体系のモデル

- 1 学期 ①導入、②古歴史、③ドイツ様式 (teutscher Stil)、④ギリシア的基礎 (fundamentale graecum) ⑤哲学的百科全書 (Encyclopädie, 基礎知識、概論ということである)
- 2 学期 ①中世と新歴史、②心理学、③論理学、④古典学、⑤フランス語、⑥ラテン様式
- 3 学期 ①形而上学、②純粋数学、③統計学、④法学入門、⑤ローマ古典、⑥フランス語
- 4 学期 ①自然法、②道徳、③Institutionen、④法的な百科全書、⑤物理学
- 5 学期 ①哲学史、②パンデクテン、③法史
- 6 学期 ①パンデクテン、②国法学
- 7 学期 ①文献史1、②刑法、③教会史、④古文書学、⑤ドイツ私法・総論、⑥ドイツ私法・各論
- 8 学期 ①文献史2、②民訴法、③実務1、④教会法、⑤官房学の百科全書
- 9 学期 ①ライヒの手続、②封建法、③実務2、④法的文献、⑤地域の国法、⑥刑訴法
- 10学期 ①全学問の百科全書、②実務3、③裁判上の薬学と刑事医学、④訴訟の理論

(b) 1823年の司法省による履修指導でも、基本線は変わらない。大学においても、ギムナジウムの勉強とあまり異ならない以下の科目を学ぶものとしている<sup>6)</sup>。基礎教養を広く対象とする自然法的な体系が維持されている。

1.ドイツ、ラテン、ギリシアの古典、2.数学、3. 理論的、実務の哲学、4.一般史、5.文学史、6.祖国史、7.自然理論、8.自然史。

法律の科目は、以下のものである。今風にみれば、六法の実定法科目という

5) ただし、自然法学の影響をうけたオーストリアにおいては、1855年になっても、法曹教育の第2期で初めて実定法科目が配置される体系が残存した。【法実務家】326頁参照。

6) Ib., S.41f.



ものを中心である。もちろん、時代的な制約から、封建法が残っており、また、教会法も重要科目とされている。

1.百科全書と法律学の方法論、2.自然法、3.Institutionen、4.パンデクテン、5.ドイツ私法（これには、手形法、商法、官房的私法と警察的私法〔取締法規〕が入る）、6.刑法、7.封建法、8.教会法、9.国際法、10. 国法、11. 民訴法、12. 刑訴法、13. 実務科目である。

さらに、補助的な科目が付加される。

1.ローマ法大全の解釈、2.ローマ法とドイツ法の歴史、3.ヨーロッパの国史、4.ドイツの歴史、5.法薬学である。

さらに、以下の科目にも注意を払うべきものとする。ただし、実際にこれらの科目が、小規模大学において完備されていたかどうかには疑問がある。法学部の担当教授とその専門は限られていたからである（学生数も少ない）。

1.外交術、2.森林学、3.交渉術、4.経国策、5.官房学的な会計術、6.技術、7.法的小および官房学的な実務、8.警察的薬学、9.薬学的な人類学と食餌療法、10. 一般的な学問術、11. 体育。

(c) また、上のような体系で基礎教養を広く対象とすると、勉学期間は必然的に延びることになる。しかし、大学の勉学期間については、とくに一般的な定めはない。1766年の規則では、3年から4年を、1805年の規則では、2年の最短期間を予定するのみである。多くの場合に、勉学期間の定めはなく、司法研修の前提となる要件の定めがあるだけである。1833年の法も、1年のラントの大学の勉学を予定するだけである。学部による学習計画では、4年の勉学が述べられているが、受講者の任意に任された推薦期間にすぎない。1837年に初めて、勉学の最短期間が政府によって定められた。すなわち、大学での最低3年の勉学である。この3年の期間は、19世紀の末まで維持された<sup>7)</sup>。

(2) サヴィニー登場前のマールブルク大学の教授としては、サヴィニーの師であるヴァイスのみに言及しよう。ほかの教会法の担当教授については、教会法に関する別稿にゆずる。また、ヘブナーは、ヴァイスの師である。サヴィニー

---

7) Ib., S.44f. 1890年代には、民法典の導入による勉学期間の延長が主張された。

自身については著名人なので、本稿では省略する（拙著【法学上の発見】242頁参照）。

(a) ヴァイス (190 Philipp Friedrich Weiss, 1766.4.15-1808.11.23) は、1766年に、ダルムシュタットで生まれた。1788年に、マールブルク大学で法学博士、私講師となり、1789年に、員外教授の資格を取得し、1790年から講義をもった。1793年に、正教授。1799年と1808年に、副学長。1803年に法学部長。1808年に、亡くなった<sup>8)</sup>。まだ、42歳であった。

(b) ヘプナー (Ludwig Julius Friedrich Höpfner, 1743.11.3-1797.4.2) は、ギーセン大学の教授で、1786年ごろ、ヴァイスの師となった。ダルムシュタットの上級控訴裁判所判事などを兼任している。法史家のヴィアッカーは、師のヴァイスとヘプナーの感化によって、サヴィニーが古事学に興味をもったとする<sup>9)</sup>。

## 2 パンデクテン法学の時代

(1) これに対して、19世紀の後半のカリキュラムは、当時の授業計画によると、自然法の時代とはかなり異なる<sup>10)</sup>。現在のものに近く、法律の専門科目により特化している。学習の早い時期から実定法科目が登場する点でも、自然法のカリキュラムとは異なる。ただし、20世紀的な特殊科目はまだなく、いわゆる六法を中心とする。

また、6学期=3年の課程であり、専門科目の細分化も、それほど行われていない。もっとも、当時の国家（とくに小ラント）の公務員の人員は、司法部にも行政部にもそう多くはないから、卒業しても就職先は多くなく、卒業まで

---

8) Gundlach ①, S.118. ヴァイスとサヴィニーの関係については、MJF ②, S.65をも参照。その早い死は、マールブルク大学にとって大きな損失であった。なお、1800年に、サヴィニーが、早くに私講師となったことについては、ヴァイスのほか、Erlebenの力が大きかった。

9) ヴィアッカー・近世私法史（鈴木祿弥訳、1961年）472頁。ヘプナーについては、【法学上の発見】254頁参照。

10) MJF ②, S.133. (Studienplan um 1892).

の期間もしいに長期化する傾向があった。

サヴィニー (236 Friedrich Carl von Savigny, 1779.2.21-1861.10.25, マールブルク大学には、1803-1808) の歴史法学のテーゼは、1814年のものである。「立法と法律学に対する今日の使命について」(Über den Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, 1814)、およびそれに先立ち、アイヒホルンとともに開始した歴史法学雑誌の巻頭言(Einleitungsaufsatz)を嚆矢とする。前者は、チボアの1814年の「ドイツのための一般民法典の必要性について」(Über die Notwendigkeit eines allgemeinen Bürgerlichen Gesetzbuches für Deutschland, 1814)に対する反駁である。歴史法学は、理念としては、法の発見は歴史学によるとしたが、そこに集中したわけではない。それ以前の自然法学をたんなる実用主義と非難しながら、実際には、法史と解釈学を峻別することによって、解釈学においては、みずからも実用主義たることを肯定したのである。

実定法科目の重視は、19世紀の国民国家の法曹養成制度の要請に応えるものでもあった。実質的に法学部は官吏の養成機関となることを期待された(中世の官吏は家柄とコネや売官の対象であった)。教材となる「パンデクテン」の素材は、ローマ法であり、ヨーロッパの共通法であるが、ローマ法の研究は、今日考えるような史的なものではなく、いわゆる「現代ローマ法」である。すなわち、その実質は、当時のドイツ民法である。民法の体系は、他の部門の学習にも有益であったから、その学習により、法的思考が鍛えられたのである。

そして、哲学から諸学が分離してきたように、法学の理論体系においても、ローマ法から、民法のほか、商法、経済法、無体財産法、手続法などが分離した。労働法の分離などは遅く、1900年代以降であった。これによって、官吏の養成だけでなく、当時の経済や社会の需要にも応じたのである。19世紀の学生人口の爆発的増加は、その結果である。なお、当時の実定法科目にも時代の反映があり、今日のものとは必ずしも同一ではないが、本稿においては、この点については立ち入らない。

新たな法の領域は、大学の教育課程にも反映され、20世紀の後半においては、ますます多数の講義科目が登場した。これに対し、国家試験は、19世紀的なま

まどまり、六法を中心とする。ここに、大学と国家試験の乖離が生じたことから、ドイツの国家試験は、プロイセン以来の国家の独占を前提とする試験制度を排して、30% までの大学の試験の結果を採り入れる改革を行ったのである(後述Ⅳ)。

(2) ただし、マールブルク大学では、伝統的な自然法的な傾向が強く残り、カリキュラムの刷新は遅れた。完全に転換され、新しくなったのは、1867年に、プロイセンに併合された後である。

1892年のカリキュラムについては、以下の学習計画にその骨子が示されている。その詳細には立ち入らないが、実定法科目と演習科目の多いことが特徴である。もっとも、基礎法のほかに、経済学も対象とする点は、注目すべき点である。M.ウェバーが、商法学者のゴルトシュミットの指導をうけたように、経済学や社会学は、まだ法律学と未分離だったのである(ボン大学の法学部は分離した後、再度経済学部と統合され、アメリカに行く前のシュンペーターが、一時そこに属した)。

#### 学習計画 (Studienplan) 1892 年

1 学期 ①ローマ法の Institutionen, すなわち、ローマ私法の導入、これは法学入門をも意味している。②国民経済学、③歴史または哲学の講義

1学期か2 学期では、①ローマ法史、②法的な百科全書または一般法理論(法律職の対象と目的の概観である)

2 学期 ○パンデクテン

2 学期か3 学期に、①ドイツ法史、②ローマ相続法、③ローマ民訴法の歴史

3 学期 ①ドイツ私法、②商法と手形法

3 学期か4 学期に、①パンデクテンの解釈、②パンデクテンの演習・1

4 学期 ①ライヒ刑法、②ドイツ国法

4 学期か5 学期に、①パンデクテンの演習・2、②財政学

5 学期 ①ライヒ民訴法、②ライヒ刑訴法、③刑法の演習

5 学期か6 学期に、①パンデクテンの演習、②国際法、③行政法、④教会法

6 学期 ①訴訟法の演習、②破産法、③裁判医学、④法律家のための精神医学

この基本的な計画のほかに、付加的なルールがある。たとえば、ローマ法の Institution はパンデクテンの前に学ばれるべきこと、あるいはローマ法の歴史

は、パンデクテンよりも早く学ばれるべきこと、さらにドイツ法史よりも早く学ばれるべきことなどである。これは、戦前の法史が、古代法・ローマ法→中世法・ゲルマン法の構成をとったことに影響を与えている。

また、パンデクテンも、ドイツ私法やライヒ民法よりも早く学ばれるべきものとされている。演習科目も、これらよりも後に配置される<sup>11)</sup>。

さらに、法律学が、補助科目や国法理論や歴史、哲学と密接に関連づけられるべきこととされる。講義のほか予習、復習といった自習が必要とされている(Privatstudium)。そして、復習が講義のあと、すぐにされないと、講義の意味の大半は失われてしまうともいう。

さらに、1892年の学部長であるレーマン(223 Heinrich Otto Lehmann, 1852.10.28-1904.1.27)の追記がある。レフェレンダー試験には、新たに、プロイセン・ラント法が試験科目にされたことへの注意喚起と、これに関する講義は、一般の私法の知識をえた後に聞くべきことが述べられている<sup>12)</sup>。

レーマンが著名な民法学者であることから、彼についてはあまり立ち入る必要はないであろう<sup>13)</sup>。レーマンは、1852年に、キールで生まれた。1871/72年に、薬局に勤めたが、法律学を学び、1877年に、ベルリンで修習生となった。同年、キール大学で法学博士。1882年に、キール大学の法律顧問の助手、1882年に、キール大学でハビリタチオンを取得し、1885年に、員外教授となった。1888年に、ギーセン大学の正教授。1889年に、マールブルク大学の正教授。1892年、1896年、1901年に、学部長、1898年に学長となった。1902年に、枢密顧問官となった。1904年にマールブルクで亡くなった。マールブルク大学では、1889年から1904年の間講義をもった。

---

11) Ib., S.134.

12) Ib., S.136.

13) Gundlach ①, S.138.このレーマンは、エンネクツェルスの著名な民法テキストの改定者であるレーマン(Heinrich Lehmann, 1876.7.20-1963.11.7)とは別人である。後者は、ケルン大学教授である。著名なテキストに関する別稿で扱う予定である。マールブルク大学のレーマンの肖像は、MJF ②, S.113.

### 3 人と業績—聴講生の数と教授

(1) (a) 以下では、おもにヘッセン時代（プロイセンへの併合前）の教授について検討しよう。教授数は多数にのぼるので、網羅的には扱えない。教会法の担当教授については、別稿で扱う予定なので本稿では除き、1844年の担当教授を中心に検討する。1844年の講義については、科目ごとの聴講生の数が明らかになっていることから<sup>14)</sup>、それを示すことと関連して、担当教授についても検討しよう。

マールブルクのような小規模大学では、教授陣の陣容だけではなく、学生、個別の講義の聴講生の数も少ない。マールブルクは、現在でも、人口7万3000人程度の小都市である。大学の規模は、20世紀のマスプロ教育とは比較にならない人数である（現在の学生数は、2万人を超える）。

19世紀の法学部の学生数は多い場合でも、30人、少ない場合には数人という規模である。マールブルク大学だけが特殊だったのではなく、他の大学でも大差はなく、法学者の経歴では、しばしば数人の聴講者という例がみられる。学生数の比較的多かったのは、東部ではライプツヒ大学（1409年）、南部ではハイデルベルク大学（1385年）、北部ではゲッチンゲン大学（1733/37年創設）である。それでも、ウィーン大学からゲッチンゲン大学に移籍したイエーリングは、学生数の少ないことに驚いている。もちろん、学生数については、学問領域と学者による属人的な違いはある。

一般的に教授の数が少ないことから、その負担はかなり重く、3コマ以上のことが通常である。しかも、ヨーロッパの大学の常として、かなり異質の領域を負担する場合も多い。マールブルク大学では、専門というよりも、機械的に科目が割り振られていた時期もある。18世紀には、負担はもっと重く、4コマが通常で、5～6コマの場合もみられた。

(b) おもな科目と教授の講義のもち方については、本稿末尾のグラフに詳しい。詳細には立ち入らず、若干ふれるにとどめる。グラフは、公法、自然法、

---

14) MJF ②, S.91, Anm.396.

教会法、刑法、民訴法と法実務、ローマ法、ドイツ私法、封建法の主要8科目の担当教授を示している。(2)でも後述するように、これは、主要科目のみの担当者であり、名称は、時代により変遷している。たとえば、自然法の科目は、18世紀には自然法そのものであるが、のちには法理論や国際法の科目が実際には行われている。ローマ法も、その内容は古典ローマ法と現代ローマ法に別れ、さらにローマ私法と民法解釈学へと変化していった。ドイツ私法も、たんなる法史から、商法、手形法、海法など多様な現代的分野が派生していった。封建法は、当初は、パンデクテンと並んで主要な科目であったが、1900年ごろには講じられなくなった。1807年から1813年の間は、Code civilが講義されている(Bauer とMackeldey が担当している)。教会法にも、推移があり、1900年ごろには、いちじるしく講義数は減少している(講義の数は少ないが、現在でもある)。また、百科全書といわれる概論科目やドグマ論が教会法などの主要科目の名目で分類されている場合もある。

1700年代の特徴は、教授の負担が4 コマということである。1808年のWaldschmiedt (177) にみられる。Hombergk (170) は、表の上では、2 コマである(表以外の負担は不明)。教授も少なく、この2 人と、同年まで自然法の講義をもった Riemenschneider (496) のみがみられるが、彼は哲学部の教授である。

1721年によろやく教授が継続的に3 人となっている。Waldschmiedt と Homberg のほかに、Mülhause (232) が増えたが、彼も3 コマを担当している。ほかに、哲学部の Tielemann (497) による自然法の講義がある。科目の特徴としては、当時は、自然法の講義が、ローマ法とほぼ同じ割合を占め、かなり多数であり、自然法の時代を反映している。自然法の講義には、哲学部の教授も参加しており、1700年から1900年の間に、講義をもった法学部の教授が累計23人なのに対し、哲学部の教授は累計14人にもなる。ただし、哲学部の教授の講義は、1800年以後に着目すると、(500) Creuzer の1804年から1827年、(506) Zellerの1852年から1862年だけである。つまり、多かったのは18世紀であり、12人であった。

1733年によろやく教授は4 人となった。Waldschmiedt, Homberg、

Mülhauseのほか、Cramer (178) が増えた。彼は新たに4 コマを担当した。なお、著名な自然法学者で、哲学部の Christian Wolff (647, 1679.1.24-1754.4.9) の講義もあり(1740年以降、ハレ時代が著名である)、充実期といえる。ただし、Mülhauseは、1737年までであり、Waldeschmiedt とHomborg も、1841年と1842年に退職しているから、その後は、在任期間の短期の者による交代の時期となっている。

1750年代に、安定期に入った。1743年に就任した Estor (179), Hoffmann (184), Sorber (183) の3 人の時期である。Estorは、6 コマ、Hofmann は、1757年まで、5 コマを担当している。1760年ごろは、まだ教会法の講義が多数あり、封建法の講義も多い。

上記の Wolffについては、著名であることから、あまり立ち入る必要はなからう。彼は、1679年に、ブレスラウで生まれ、1703年に、ライプチッヒ大学で学士、1706年に、ハレ大学で数学の教授となった。1709年から、形而上学、論理学、倫理学も教えた。1715年に、プロイセンの宮廷顧問官。1723年に、マールブルク大学で、第1位の哲学教授となった。1732年、1739年に、副学長。1733年に、ヘッセンの政府顧問官(マールブルク大学で講義をもったのは、1724年から1740年の間である)。1740年に、ハレ大学の副理事長、自然法と形而上学の教授となった。1743年に、ハレ大学の理事長。1745年に、ライヒの男爵。1754年に、ハレで亡くなった。Gundlach, a.a.O., S.370)。

(c) 1800年には、Robert (189), Bucher (193), Erxleben (188), Bauer (192) の4人と、Weis (190) がいる。Bucherは、5 コマ、Bauer, Erxleben も4 コマを負担している。Weisは、1 コマのみで、その理由は不明であるが、若年者には、あまりもたせないという配慮であろう。こうした配慮は、他の者に対してもみられる。新任まぎわの者の負担は少ない。Savigny (236) は、1803年と1804年に負担しており、1 コマだけである。1821/22年に、Zachariae (199) は、4 コマほどの講義を担当している。

1833年には、著名なパンデクテン法学者の Vangerow (205) が、2 つ講義をもっているが、彼は、1840年には、ハイデルベルク大学に転出した。彼は、ハイデルベルク大学では、多数の受講者を集めたことで有名である。Puchta (203)



は、1835年から3年間、各年2コマをもったにすぎない。正教授の数は、1801年には、定員上5人となったはずであるが、短期で動く者もあり、なかなか達成されていない。

1844年では、後述するように、Platner (196), Löbell (198), Endemann (201), Vollgraff (204), Richter (206), Büchel (207) の6人であるが、Richter, Endemann は、1846年までであり、基本的には、4人の体制である。私講師のWetzellは、1845年から員外教授となった。若年のためか、2コマしか担当していないが、民訴とローマ法であり、後年著名になる教会法では担当していない。

(213) Bechmann (Georg Carl August Bechhamn, 1834.8.16-1907.7.11) は、1864年に、1コマ担当している(同年、キール大学に移籍、のちエルランゲン大学、ミュンヘン大学。【法学上の発見】304頁)。ドイツ民法典起草で著名なRoth (240 Paul Rudolf Roth, 1820.7.11-1892.3.28) は、1850年から53年まで講義を担当し、1853年にロシュトック大学に転じた(のち、キール大学、ミュンヘン大学。【法実務家】37頁)。

(215) Paul Krüger (1840.3.20-1840.3.20) も、マールブルクにとどまったのは短期であった。彼は、1840年に、ベルリンで生まれ、1861年に、ベルリン大学で法学博士となった。ベルリンで試補となり、1864年に、ハビリタチオンを取得、1870年に、マールブルク大学の員外教授、1871年に正教授。マールブルク大学において講義をもったのは、1871年と72年のみである。ローマ法担当で、1コマのみの負担である。1872年にインスブルック大学教授、1874年に、ケーニヒスベルク大学、1888年にボン大学の教授、枢密顧問官となった。モムゼンとともに、ローマ法原典の出版をしたことで著名である。この原典は、今日でも、ローマ法の法文の基準となっている。

(212) Karl Philipp Fuchs (1821.6.16-1884.10.20) は、E.Fuchs とは別人である(Ernst Fuchs については、【法学上の発見】148頁)。K.Fuchs は、1821年に、Hanau で生まれ、同地で司法研修を終え、弁護士となった。1851年に、マールブルク大学の法学博士。ハビリタチオンを取得して、1857年に、マールブルク大学の員外教授、1864年、正教授。1866年、1871年、1874年、1877年に学部

長、1868年に副学長、1878年に学長。1879年に枢密顧問官。1884年にマールブルクで亡くなった。1857年から84年の間、2コマを担当している。

(d) 19世紀の中頃には、自然法の講義は減少し、その実態は国際法の時代となった。ヘッセン選帝侯国は、1867年に、プロイセンに併合され、学生数は増加したが、講義や教授の構成には、ほとんど変化はない(国家試験科目は変更)。1871年のビスマルク帝国の成立も、大学や法学部にはあまり影響を与えなかった。19世紀の後半、ドイツ私法に代えて、諸法の講義が増加した。新たな法分野の誕生を反映したものである。

19世紀の末には、著名な法学者が多数出ているが、若干名についてのみふれる。1876年の Enneccerus (216) の負担は、1コマであった(ローマ法)。1897年からドイツ私法の担当が増えた。Liszt (218) は、1883年に刑法と訴訟法を担当しているが、1889年には、ハレ大学に転出し、その後をうけた Liliental (224) も同じ担当である(1896年にハイデルベルク大学)。19世紀末には、各人の得意とする専門分野を講義でも担当することが主流であるが、それ以外のものを担当させられる場合もある。民法学者では、Heymann (231) が、1904年から、教会法とドイツ私法の2コマを担当している。

1880年代からは、教会法の講義は少なくなった。また、封建法の講義は、1876年から1896年まで続いた Westerkampf (217) の講義で最後となった。

1901年には、著名なサヴィニーの孫の Savigny (229) と Sartorius (229), Lehmann (223), Oetker (228), André (227), F.Leonhard (226), Westermann (217) がいるが、Savigny も Oetker も、1902年までしか講義をもたなかった。Sartorius は1901年までで、グラフスヴァルト大学に転出した。Lehmann も、1904年までである。Sartorius の担当は、公法など3コマである。19世紀の後半の負担は、3コマが標準といえる。

ちなみに、Sartorius が、公法の法令集の編集を始めたのは、1903年からであるから、マールブルク大学の時代の産物ではない(1901年に、グライフスヴァルト大学の正教授、1908年に、チューリンゲン大学教授)<sup>15)</sup>。これは、現在の

---

15) Ib., S.151; Juristen im Portrait, 1988, S.26, 739; Stolleis, Geschichte des öffentlichen

公法法令集の原型である。

Sammlung von Reichsgesetzen staats- und verwaltungsrechtlichen Inhalts (hrsg.) 1903, 2. A. 1907, 3. A. 1912, 4. A. 1914, 5. A. 1924, 6. A. 1925, 7. A. 1927, 8. A. 1928, 9. A. 1930, 10. A. 1931, 11. A. 1933, 12. A. 1935. その死後も継続され、最近では、Verfassungs- und Verwaltungsgesetze, 1981 (hrsg.)のちに、Verfassungs- und Verwaltungsgesetze der Bundesrepublik Deutschland (Lbl.) 1969ff., 70. A. 2002, 76. A. 2004, 77. A. 2005, 85. A. 2007, 86. A. 2008, 87. A. 2008, 90. A. 2009, 105. A. 2013, 106 A. 2013. さらに、Verfassungs- und Verwaltungsgesetze Ergänzungsband (Lbl.) 6. A. 2005, 10. A. 2006, 11. A. 2006, 13. A. 2007, 14. A. 2007, 15. A. 2008, 16. A. 2008, 17. A. 2009, 31. A. 2013, 32. A. 2014.最新のもの、116. Aufl. 2017 である。

(e) 1902年から、(230)Walter Schücking (1875.1.6-1935.8.26) が講義をもっているが、国際法、公法、教会法の担当であり、負担は3 コマである。本稿では立ちいらないが、彼は、国際法の専門家として著名である。ワイマール共和国の国民議会議員、ヴェルサイユ条約交渉の首席代表などをもした。

(2) 1844年の科目ごとの、聴講学生 (Hörer) は、以下のとおりである。数は少ない。当時の学生は、法学部全体でも 90 人ほどである (Juristen = 法学生)。学生数は、時代によりかなり異なるが、90人というのは、1990年代の増加を除くと、19世紀のマールブルク大学では、おおむね平均的な数字であった。講義の受講者の数は、マスプロ教育の今日とは比較にならない。

**1844年の夏学期の聴講学生 (全部で96人、冬学期は92人である。教員別)**

Platner	自然法	17	(上の6人は、教授)
	ローマ法史	10	
Löbell	刑訴法	25	
	パンデクテン	7	

---

Rechts in Deutschland, Bd. 3, Staats- und Verwaltungsrechtswissenschaft in Republik und Diktatur 1914-1945, 1999, S.138, 291.ザルトリウスについては、【体系と変動】434 頁以下をも参照。

Endemann	ドイツ私法	26	
	封建法	30	
Vollgraff	国際法	15	
	国法学	8	
Richter	教会法	25	
	民訴法	2	
Büchel	法史	12	
	百科全書*	14	(原語は、Enzyklopädieである)
	ドグマ論*	16	
	法制度論*	11	
	パンデクテン	5	
Ziegler	刑法	3	(私講師)
	3 試験準備	8	
	国際法、連邦法	3	
Wetzell	パンデクテン	4	(私講師)Wetzell は翌 1845 年から員外教授。
	ローマ法	7	

1844年には、ほかに、Platner の公法 (合計3 コマ)、Büchelの教会法 (上の一覧のドグマ論など\* は合計で1 コマの計算となる。合計3 コマ)、Endemann の民訴 (上のドイツ私法の実質はこれか、合計2 コマのため)、Vollgraff のドイツ私法 (合計3 コマ) などが開講されている。

(3) 講義の担当者について、簡単にふれる。

(a) プラットナー (196 Eduard Platner, 1786.8.30-1860.6.5, マールブルク大学 1815-1860、正教授の時期。以下も同じ) は、1786年に、ライプチヒで生まれた。1807年に、ライプチヒ大学で哲学博士、1809年に、同大学で法学博士となり、ハビリタチオンを取得した。1811年に、マールブルク大学の員外教授。1815年にマールブルク大学の第5位の正教授。1836年に、枢密宮廷顧問官、法学部長を11回、副学長を1829年と1836年にしている。1816年に、マール

ブルクで亡くなった。(241)Victor Platnerと、大学の法律顧問のHermann Platnerの父であり、(419)Gottlieb Kürschnerの義理の父である<sup>16)</sup>。

(b) レーベル (198 Eduard Sigismund Löbell, 1791.3.22-1869.4.19, マールブルク大学 1818-1869) は、1791年に、ダンチヒ近郊の Langfuhr で生まれた。1812年に、ハレ大学の法学博士。1812年から、マールブルク大学の私講師、監督生担当 (Präfekturrat)。1815年に、員外教授、1818年に、正教授となった。1821年に、法学部の理事。1835年に、カッセルの上級控訴裁判所判事。ただし、これを辞して、1843年に、マールブルク大学の副理事長となった。1864年には、都市議会の議員ともなった。1868年に、枢密顧問官。法学部長を11回、副学長を1823年、1833年、1834年にしている。1869年に、マールブルクで亡くなった<sup>17)</sup>。

(c) エンデマン (201 Hermann Ernst Endemann, 1796.8.12-1846.1.17, マールブルク大学 1824-1846) は、1796年に Hersfeld で生まれた。1818年に、マールブルク大学で法学博士となった。1819年に、私講師、1822年に、員外教授、1824年に、正教授となった。1832年、1830年に、副学長、1840年と1843年に、学部長。1822年から38年まで、副理事長。マールブルクの名誉市民。1846年に、マールブルクで亡くなった。(420)Carl Ludwig の義理の父である。著名なボン大学のエンデマンは、その甥である<sup>18)</sup>。

1372年の手稿にもとづく皇帝法に関する著書がある (Das Keyserrecht nach der Handschrift von 1372 in Vergleichung mit anderen Handschriften und mit erleuternden Anmerkungen, 1846)。

---

16) Gundlach ① S.122. ちなみに、MJF ②では、46頁からヘッセン時代の教授、100頁からはプロイセン時代の教授である。Gundlach①では、1527年から1650年の教授 (77頁以下)、1653年から1733年の教授 (95頁以下)、1733年以降の教授 (105頁以下)の区分をしている。

17) Gundlach ①, S.123; Teichmann, Loebell, Eduard Sigismund, ADB 19 (1884), S. 35ff.

18) Gundlach ①, S.126.ほかに、Steffenhagen, Endemann, Hermann Ernst, ADB 6 (1877), S. 105ff.

(d) フォルグラフ (204 Karl Friedrich Vollgraff, 1794.11.4-1861.7.24, マールブルク大学 1835-1863) は、1794年に、Schmalkaldenで生まれた。1808年に、書店の徒弟となり、軍関係の官庁の役人もした。1814年の解放戦争に参加し、1816年から、法律学を学び、1820年に、マールブルク大学で法学博士となった。マールブルク大学で私講師となり、1824年に、員外教授。1827年には、哲学博士。1827年に、正教授となった(哲学部)。1835年に、法学部でも教授となった。法学部長を4回した。1863年に、マールブルクで亡くなった。(662) Reinhard Müller の義理の息子である<sup>19)</sup>。

(e) リヒター (206 Aemilius Ludwig Richter, 1808.2.15-1864.5.8, マールブルク大学 1838-1846) は、1808年に、ドレスデン近郊の Stolpen で生まれた。ライプツヒ大学で学び、1829年に、ライプツヒで修習生となり、ハビリタチオンを取得。1835年に、ゲッチンゲン大学で法学博士となった。1835年に、ライプツヒ大学の員外教授、1838年に、マールブルク大学の正教授となった。1846年に、ベルリン大学の正教授(1858年まで)、同時に、文化省の補助者となった。文化大臣は、Eichhornであった。1855年に、プロテスタントの上級教会顧問官。1859年に、枢密上級政府顧問官、文化省の上申官となったが、1861年に、再度、ベルリン大学教授となった。1864年に、ベルリンで亡くなった。プロイセンの教会関係の制度の形成に大きな影響を与えた<sup>20)</sup>。

(f) ビューヘル (207 Conrad Büchel, 1800.11.30-1875.3.14, マールブルク大学で講義をもったのは、1843-1869年である) は、1800年に、フルダで生まれた。1818年に、フルダで神学試験に合格、1823年に、マールブルク大学で法学の勉学を始め、1826年に、法学試験に合格、1828年に、マールブルク大学で法学博士となった。1828年から私講師、1838年に、マールブルク大学の員外教授、1842年に正教授。1847年、副学長、1852年と63年に学部長、1870年に、公務を免れた。1875年に、亡くなった。教会法学者であり、教会法に関する別稿にゆずる<sup>21)</sup>。

(g) ツィーグラウ (273 Franz Victor Ziegler, 1814.4.14-?, マールブルク大

---

19) Gundlach ①, S.128.

20) Gundlach ①, S.129.

21) Gundlach ①, S.130.

学 1839-1848) は、1814年に、Langenberg bei Gera で生まれた。学位をえて、1839年に、マールブルク大学でハビリタチオンを取得し、私講師となった。1847年に、チュービンゲン大学でも教授資格をえて、1848年からチュービンゲン大学に移籍した。Quaestiones ad ius Romanum pertinentes, 1837; Observationum iuris criminalis, 1838; Die Teilnahme an einem Verbrechen, 1845; Die Verbrechensunfähigkeit juristischer Personen, 1852 などの著書がある<sup>22)</sup>。

(h) ヴェツェル (208 Georg Wilhelm Wetzell, 1815.1.23-1890.10.2, マールブルク大学は1846年から51年) は、1815年に、Hofgeismar で生まれた。1840年に、マールブルク大学で法学博士、ハビリタチオンを取得。1840年に、私講師、1846年に、マールブルク大学で正教授となった。1850年に、エルフルトで議員となった。同年、副学長。1851年に、ロシュトック大学の正教授となった。1862年に、チュービンゲン大学教授。1866年に、ヴェルテンベルクの貴族となった。1866年に、メクレンブルク・シュヴェリン大公国の大臣、枢密顧問官となった。1890年に、ロシュトックで亡くなった<sup>23)</sup>。著名な教会法学者であり、詳細は、教会法に関する別稿にゆずる。

#### 4 3代のエンデマン

(1) エンデマンは、3代にわたる法律家の家系のために、その区別はむずかしく、しばしば混同されている。上記のマールブルク大学のエンデマン①は、②の叔父である。彼①に関連して、その甥②とその子③にふれる。②は、ローマ法とカノン法の暴利や利息に関する沿革研究で名高いが、③は民法テキストで知られている。

(2) (a) ② W. エンデマン ((Samuel) Wilhelm Endemann, 1825.4.24-1899.6.13) は、上の①エンデマンの甥であり、1825年に、ヘッセンのマールブルクで生まれた。父 (Konrad, 1791年生まれ) も、法律家で部長判事でもあった。母は、Charlotte Wilhelmine (geb. Grau) であった。兄弟の Friedrich Endemann は、医師、カッセルの副市長、ライヒ議会の議員でもあった。

---

22) Gundlach ①, S.161.

23) Gundlach ①, S.130f.

カッセルのギムナジウムを卒業後、マールブルク大学とハイデルベルク大学で法律学、経済学、歴史学を学び、ヘッセン選帝侯国で司法研修を行い、1851年に、ニーダーザクセンのRintelnで検事となった。また、1852年に、区裁の判事補(Amtsassessor)となり、1856年には、フルダ(ヘッセン)高裁の判事補(Obergerichtsassessor)となった。同年、その地で、Katinka(geb.Pult)と結婚した。1857年にフルダで生まれた彼の息子も、のちに法律家(Friedrich Endemann, 1857-1936)となった。

1862年に、イエナ大学の法学博士となり(Doktor honoris Causa)、イエナ大学の正教授。1864年の夏学期と1872年には、学長ともなった。同時に、彼は、イエナの高裁の裁判官でもあった。専門は、商法、訴訟法、法と経済史であった。

1875年から95年に、ボン大学の正教授。従来専門分野のほかには国家学、訴訟法をも教えた。ライヒ議会議員(自由国民党)。民訴法の委員会委員。彼は、Elberfeldとケルンでも、当時の先端産業であった鉄道の官吏を対象として鉄道法の講義をした。おりから重要性を増した鉄道とその無過失責任の問題に早くから取り組んだのである。鉄道法に関する包括的なテキストは、彼の法史家としての性格とは異なり、実践的なものである。

Die Haftpflicht der Eisenbahnen, Bergwerke etc., 1871, 3. Aufl. 1885.

Das Recht der Eisenbahnen, 1886.

1895年から96年には、名誉教授となり講義負担を免除された。1898年には、カッセルに引越し、1899年に、そこで亡くなった。

(b) エンデマンの法史と経済史に関する重要な功績は、「ローマ・カノン法における経済と法の理論の研究」(Studien in der romanistisch-kanonistischen Wirtschafts- und Rechtslehre bis gegen Ende des siebenzehnten Jahrhunderts, Bd. 1f. 1874ff.)である。この作品は、2巻で、1874年と1883年に出版された(1962年の復刻版もある)。その他の法律上の業績も、商法や訴訟法の発展に寄与している。

この著名なローマ法とカノン法の法学と経済学的な研究は、以下の構成をとっている。

Bd.1



- I Uebersicht über die Geschichte der Wucherlehre
  - II Der Wechsel
  - III Sozietät
  - IV Die Banken und die Bankgeschäfte
- Bd.2
- V Einfluss der Wucherlehre auf die Lehre vom Kauf
  - VI Der Rentenvertrag
  - VII Geld und Zahlung
  - VIII Das Interesse
  - IX Gefahr, Sicherung durch Pfand
  - X Das Darlehn
  - XI Die Juden

暴利、信用と経済組織、利息にかかわる包括的な研究であり、最後に、取引にかかわるユダヤ人の地位についてまで考察している。この分野で見逃すことのできない基礎研究である。

暴利に関する著作もある。Die Bedeutung der Wucherlehre, 1866.カノン法の経済学的な研究も興味深い。Die nationalökonomischen Grundsätze der kanonistischen Lehre, 1863.

エンデマンは、歴史法学派の中では若手に属する。法の実務的、社会的な使命の観点から、彼にとって、法の発展は重要な意味をもっていた。初期の他の歴史法学派とは異なり（彼らはその名に反し歴史的ではない）、実証的であり、法史には、法の発展的変遷の道を開く任務があるものとする。また、彼には、たんに歴史的・ドグマ的というよりも、社会学的方法の影響があり、とくに、1865年の商法テキストに顕著である。上述の著書（研究）にも、社会や経済への深い洞察がみられる。その手法は、のちにヘーデマン（Justus Wilhelm Hedemann, 1878.4.24-1963.3.13）によって、受け継がれている（Die Fortschritte des Zivilrechts im 19. Jahrhundert, I 1910, II, 1 1930, II, 2 1935）。訴訟法の領域でも、エンデマンは、実務の発展に貢献した。彼は、1867年から訴訟法の連邦

委員会に属していた。1872年に、彼は、ペテルブルクの一般統計会議 (allgemeiner statistischer Kongress) に参加した。

緻密な法史家のイメージにはそわないが、エンデマンは、政治的な活動も行った。ボンでは、彼は、歴史家で政治家の Heinrich von Sybel (1817.12.2-1895.8.1) によるドイツ協会 (Deutscher Verein) のメンバーであった。また、彼は、自由国民党 (Nationalliberale Partei) のメンバーであり (これは実質的に、ビスマルク与党である)、その左派に属していた。北ドイツ連邦議会の議員となり、1871年のドイツ統一後初のドイツ帝国議会の最初の議員でもあった。彼は、そこで、Eisenachのグループに属していた。ボンでは、自由国民党の衰退と中央党 (Zentrumspartei) の勃興を妨げることができなかった。種々の攻撃に失望して、最後に、全政治的活動から手を引いた<sup>24)</sup>。

業績は多い。上述の Studien in der romanische-kanonistischen Wirtschafts- und Rechtslehre のほか、

訴訟法関係の業績も多い。

Das Prinzip der Rechtskraft, 1860.

Die Beweislehre des Zivilprozesses, 1860, (2 Abteilungen).

Das deutsche Zivilprozessrecht, 1867.

Die Rechtshilfe im Norddeutschen Bund, 1870.

Die Einstellung des Zivilprozessverfahrens zugunsten der Militärpersonen, 1870.

Der deutsche Zivilprozeß, 1878 - 79 (3 Bde.).

Das deutsche Konkursverfahren, 1889.

Das Zivilprozeßverfahren nach der kanonistischen Lehre, 1890.

---

24) von Schulte, Endemann, Wilhelm, ADB, Bd. 48, 1904, S.358ff.; Hermann Nolte, Endemann, Wilhelm, NDB, Bd. 4, 1959, S.491f.; Dem Andenken Hervorragender Deutscher Juristen 1896-1906; ZRG GA 20 (1899), 345にも言及がある。なお、DJZ 1896-1906, Sonderbeilage zur DJZ, 1906 に写真がある。死亡記事は、ZRG GA 20 (1899), 345 (10. 06. 1899)。

Die Entwicklung des Beweisverfahrens im deutschen Zivilprozeß seit 1495, 1895.

商法では(これらは、北ドイツ連邦のADHGBに関するものである)、

Der Entwurf eines deutschen Handelsgesetzbuchs, 1858.

Das deutsche Handelsrecht, 1865, 2. A. 1868, 3. A. 1876, 4. A. 1887.

Das Bundesgesetz betreffend die Kommanditgesellschaften auf Aktien und die Aktiengesellschaften, 1870.

Das Recht der Aktiengesellschaften, 1873.

Der Markenschutz, 1875.

Handbuch des Handels- See- und Wechselrechts, 1881ff.

また、4巻からなる商法テキストの共同編集者ともなっている(Mitherausgeber, Handbuch des deutschen Handels-, See- und Wechselrechts, 1881 83, 4 Bde.)。

労働法の著作もある。

Die Behandlung der Arbeit im Privatrecht, 1896.

ほかに、

Über Geschlossenheit und Zwangsverkoppelung der ländlichen Güter, 1860.

Das ländliche Wasserrecht, 1862.

Die Gesetze des norddeutschen Bundes, 1869.

Das Gesetz betreffend das Urheberrecht an Schriftwerken, 1871.

(c) ③ F. エンデマン (Friedrich Endemann, 1857.5.24-1936.10.31) は、1857年に、フルダで生まれた。父は、②の大学教授であった。ボンのギムナジウムを卒業して、イエナ、ベルリン、ボンの各大学で法律学を学んだ。1880年に、第一次国家試験に合格、Feldartillerie-Regiment の1年の志願兵として兵役についた。1882年に、ボン大学で学位をえて (Beiträge zur Geschichte der Lotterie und dem heutigen Lotterierecht)、1886年に、ケルンで第二次国家試験に合格した。同年、ベルリン大学でハビリタチオンを取得し (Über die

zivilrechtliche Wirkung der Verbotsgesetze nach gemeinem Recht, 1886)、試補。1888年に、31歳のときに、ケーニヒスベルク大学の員外教授。ここで、3巻の民法テキストを書いた。Lehrbuch des bürgerlichen Rechts, 3 Bde., 1896 (9. Aufl. 1909)。今日では、このテキストによって知られている。

1892年に、ハレ大学の正教授。彼は有能で人気のある教師であったが、前任者の Max Rümelin (1861.2.15-1931.7.22, 1895 年にチュービンゲン大学に移る) や同僚の Rudolf Stammeler (1856.2.19-1938.4.25) にまさるものではなかった。

1906年から24年、ハイデルベルク大学教授。1936年に、ハイデルベルクで亡くなった。専門は、ローマ法とローマ法史である<sup>25)</sup>。

民法のテキストの更新のほか、彼は、法と医療や精神医学との領域の事項を研究した。

Die Rechtswirkungen der Ablehnung einer Operation seitens des körperlich Verletzten, 1893.

Die Entmündigung wegen Trunksucht und das Zwangsheilverfahren wegen Trunkfähigkeit, 1903.

その他の業績は、

Einführung in das Studium des Bürgerlichen Gesetzbuches, 1893.

Erbrecht des Bürgerlichen Gesetzbuches, 1923.

Das Römische Privatrecht, 1925.

### Ⅲ 学生と教授

#### 1 学部規則

マルブルク大学のカリキュラムは、基本的に、1653年の学部規則 (Statuta facultatis iuridicae, 1653) によっている。同規則によって、大学の規則にゆだ

---

25) Hermann Nolte, Endemann, Friedrich, NDB Bd. 4, 1959, S.491; Hofer S., Zwischen Gesetzestreue und Juristenrecht 1993; IBI 1, 352c.

ねられる事項も多く、必ずしも自己完結的ではない。修正や停止もあるが、30年戦争後の1654年に、使用が再開されてから、ほぼ19世紀の初めまで適用された<sup>26)</sup>。ただし、ラントの法律による変更もある。

1873年の法学部規則(Statuten des juristischen Seminars von 1873)では、注目すべきものとして、学部の賞(Preis)がある(§4)。おもに私講師(Docent)を対象として、学期ごとにすぐれた論文に対して、100ライヒス・ターラー(100 Rtlr.)が与えられるものとしている。著名な法学者の経歴では、しばしばこうした受賞にふれられることがある<sup>27)</sup>。該当者がいない場合には、次学期に回されるか、学部の裁量で、法学文献の購入が可能とされている(§5)。

19世紀の法学博士の学位審査料が高額であったことは、しばしば語られるところであるが(400マルクを超えることもある)、マールブルク大学でも、1880年の学位規定(Bestimmungen über die Promotion von 1880)では、369マルクにもなる(§1)<sup>28)</sup>。

1885年のハビリタチオン規定(Bestimmungen über die Habilitation nach 1885)によれば、ハビリタチオンの取得のためには、費用はかからないが、学部の勉学期間の終了から、最低2年間、大学で勉学することが必要である。医学部では、国家試験に合格していることが必要とされる<sup>29)</sup>。

当時のハビリタチオンについても規定があり、学部に規定がない場合には、法学部は以下に定めるところによらし、所定の事項を必要とする。

- 1) ドイツ語による完全な経歴書。
- 2) 博士となっている場合には、博士の資格、その他の場合には、授業資

---

26) MJF ②, S.9.

27) Ib., S.128. ライヒス・ターラーは、19世紀のフェアアイン・ターラーと若干異なるが、後者は、1871年に統一後の基本貨幣と比較すると、3マルク=1 Vereinsthaler となる。

28) Ib., S.130. お雇い外国人のミハエリスが、ゲッチンゲン大学でイエーリングから博士号をうけたときの審査料は、459マルクにもなり、その費用は、青木周蔵が出し、つまり日本政府が負担した。これについて、別稿「お雇い外国人と法律家」独法103号25頁以下、43頁参照。

29) Ib., S.131.

格 (venia legendi) に結びつくようなもの (証明書)。

- 3) 通常は、印刷された博士論文、および印刷するか書かれた、ドイツ語からラテン語のハビリタチオン論文。ハビリタチオンを取得するには、博士論文を書いていることが先行する。これは現在でも同様である。博士論文とは別に、ハビリタチオン論文が必要となったのは、19世紀からである。博士号の質がしだいに低下したからである。

これらが提出され、ハビリタチオン論文が、学部教授会によって承認された場合には、申請者によるドイツ語の講演会 (Colloquium) が行われる。学位によってハビリタチオンを与える場合には、講演会と同時に口頭の厳格試験 (rigorosum) が行われる。

講演会の結果がよければ、申請者は、学部長の定めた日程により、ドイツ語で公開の試験講義を行う。この講義の結果がよければ、学部の委員会により、講義資格が、特定の科目 (1つまたは複数) について付与される。

申請者がすでに他のドイツの大学で私講師となっている場合には、(マールブルク大学の) 学部が、どのようなハビリタチオン資格を付与するかを独自に決定する。

この資格付与は、無償 (gebührenfrei) で行われる。この規定は、私講師が特定分野においてすでに有する資格を、他の分野に拡大しようとする場合にも適用される<sup>30)</sup>。

## 2 学 生 数

(1) 18世紀の前半まで、学部の構成は、基本的に中世のままであった。すなわち、専門学部である神学、医学、法学の3学部と、哲学部の合計4つである。1801年には、全体でも学生数202人、法学部の学生数は90人にすぎない。卒業までの年数が5年とすると、1学年の数は、40人、法学部では、わずか18人にとどまる。この状況は、1820年代になっても、ほとんど変わらず、1830年代にやや増加したものの (全体で375人、ただし、法学部では71人と減少してい

---

30) Ib.

る)、1840年代には、また法学部で100人内外となっている。その後も減滅し、1860年代には、30人程度に減少した。全体でも減少し、1860年に229人となった。すなわち、19世紀の前半、全学生の数には、あまり変化はないが、法学部の学生数は、かなり減少したのである。

増加に転じるのは、1867年以降である。1867年のプロイセンとオーストリアの戦争の結果、ヘッセン選帝侯国がプロイセンに併合されると、大学は、プロイセンの大学となった。ここから、全体の学生数は、いちじるしく増加する。1868年には、355人、1870年には、418人と、400人台を突破した。1880年には、587人、1890年には、930人となり、1886年には、939人と、900人台を突破し、その後も、夏学期はしばしば900人を上回った。1897年には、1032人と、1000人台を突破し(冬学期は897人)、1898年(1107人)からは、継続的に1000人を超えるようになったのである。

(2) これに対し、法学部では、1869年に19人、1870年に23人、1872年に17人と低迷し、1881年によく126人と、100人台を突破したが、1884年に、77人、1885年に74人とふたたび減少し、継続的に100人を超えるのは、1887年からである。1892年に206人、1895年に273人、1898年に335人となり、以後300人台となった。1900年には361人である。法学部の低迷期にも、全体の数は、継続的に増加しているから、とくに併合後の法学部の低迷が目につくところである。改善されるのは、おおむね1890年からである。以後は、20世紀に向けて、全学部、法学部ともに、爆発的な学生数の増加につながっている。

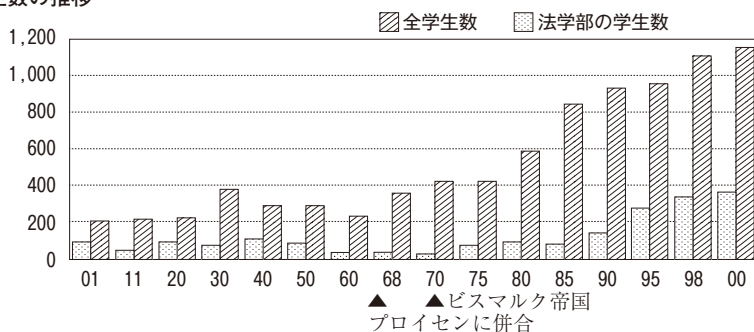
なお、夏学期と冬学期の学生数の相違は小さく、おおむね10人程度にすぎない。夏学期が多いことは共通するが、かねてベルリン大学で指摘した夏学期の異常な増加ほどの差異はみられない<sup>31)</sup>。

---

31) MJF②, S.137ff.【法学上の発見】283頁。

1817年、ゲッテンゲン大学に招聘されたアイヒホルンの講義では、その聴講者は、毎年300人を超えることがまれではなかった。同大学では、1815年から1816年にかけて、聴講の学生数は、860人から1005人であり、1817年には、1100人となり、1825年には、1545人にもなった。これは、同大学で、最高の数であった。内訳では、法学部に属する816人が半分以上を占めた。アイヒホルンはここで成功をおさめ、ゲッチ

## 学生数の推移



## 3 教授の数

(1) 教授の数には、大きな変化はない。19世紀を通じて、法学部の正教授は、5人から7人に増加したのみである。学生数が4倍になったことからすれば、アンバランスである。大学全体での数は増えたが、それは人文系の学部にはあまり配置されなかったのである。20世紀以降のマスプロ教育の傾向が早くも現れている。

プロイセンに併合後、教授職の数が減少したのは、プロイセンが教育に熱心でないことの反映か、あるいはベルリンやボンへの資源の集中ともいえる。1869年から75年まで、5人の場合が大半であり、1881年まで、6人にすぎない。7人になったのは、ようやく1882年からである。

19世紀の正教授は累計で19人、員外教授は同52人、私講師は同43人である。詳細については、分野別のグラフを参照されたい<sup>32)</sup>。著名な法学者も多いが、本稿では、あまり立ち入りえない。もっとも著名なのは、サヴィニーであり、1800年から1803年である(1804年から研究旅行の時期で、講義はしていない。1808年には、創設されたベルリン大学に移籍)。

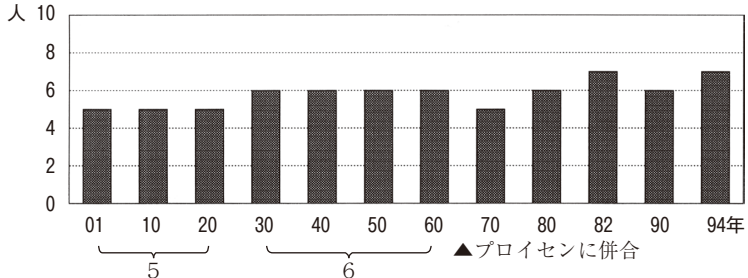
---

ンゲン大学の法学部が、ドイツで最大の学部の1つとなることに貢献した。この数字は、後日、イエーリングが聴講生が少ないと述べていることからすると、驚くべき数字である。

32) MJF②, S.152.正教授、員外教授別のグラフは、別稿で扱う。



正教授の数



1650-1733 (法学部に4の正教授職) それ以前は、3程度である。  
 1800年ごろは、5であり、1860年代にようやく6となった。

(2) 1900/01年の冬学期を例として具体的にみると、正教授は、7人、員外教授は1人、私講師も5人にすぎなかった。法学部は、全国でももっとも小規模な学部の1つであった。1903年の他の大学の規模は以下のようになる<sup>33)</sup>。ナポレオン戦争後に創設されたベルリン大学と、再建されたボン大学は規模が大きい。シュトラスブルク大学は、1871年のドイツ統一後に再編されたものであり、これも大規模である。ハイデルベルク大学とライプツヒヒ大学は、もともとバーデン王国とザクセン王国に属した大学である。これらは、19世紀の初頭に大規模大学が出現するまでは、大きく有力な大学だったのである<sup>34)</sup>。

これに対し、正教授5人程度の小規模大学もあり、数の上ではこの方が多い(キール、フライブルク、エルランゲン、トリアー、ブレスラウ、ケーニヒスベルクなど)。マールブルク大学の規模は、この小規模の大学に近い。

1903年の各大学の教授数

	正教授	員外教授	私講師
ベルリン	13	5	9
ボン	11	1	4

33) MJF②, S.20. Anm.65.

34) 別の比較にもふれると、19世紀のおもな大学の法学の学位数の比較は、【法学上の発見】174頁参照。

シュトラスブルク	10	2	1
ハイデルベルク	7	8	-
ライプチヒ	9	6	3
エルランゲン	5	1	-
ギーセン	5	1	-
ロシュトック	6	1	-

(3) 18世紀までは、法学部で第1位の教授(Professor Primarius)とか第2位の教授といったタイトルもみられた。第4位、第5位もあり、正教授の数は、学部で4、5に限定されていたから、順番がついていたことになる。もっとも、これはたんなる美称や先任権を示すだけというわけではなく、給与の差異や中世的な特権を伴う場合もあった。語源的には、prime ministerと同じであるが、それとは逆に、学部運営上あまり実質を伴うことはなく、19世紀には、しだいにみられなくなった。学部の事務については、学部長の職があったからである(その起原は必ずしも明確ではない)。「第1位の教授」の最後のタイトル保持者は、国法学者の後述(189)ローベルト(Robert)であり、彼は、1833年に死亡する時まで、このタイトルを保持した。勲章や枢密顧問官の称号と同じく、学問的には、ほとんど意味をもっていない。

ほぼ同義で用いられる第1番の教授(Primarius Antecessor)は、18世紀まで、もっとも重要とされた勅法集(Codex)と、封建法、および「金印勅書」(Goldene Bulle, これは、神聖ローマ帝国の国制の基本とされる)を講義するものとされた。しかし、1806年に、神聖ローマ帝国が解体され、封建法も意味を失った。こうして、しだいに意味を失い、18世紀中ごろには、Professor Primariusは、たんにもっとも年長の教授を指すだけのものとなったのである<sup>35)</sup>。

このローベルト(189 Georg Friedrich Carl Robert, 1765.5.2-1833.12.24)は、1765年に、マールブルクで生まれた。神学部のローベルト(51 Carl Wilhelm

35) Ib., S.14.

Robert, 1740.3.21-1803.4.8) が父であった。父は、法学部でも多数の講義をしている。子は、法学博士となり、マールブルク大学の員外教授、1793年に、正教授となった。法学部長を10回、副学長を4回して、1807年には、クールヘッセンのラント議会の大学代表となった。1808/10年には、ウェストファリアのライヒ議会の議員、1815年に、政府顧問官、大学の副理事長となった。1815年にも、ラント議会への代表となる。「法学部の第1位の教授」のタイトルの最後の保持者となった。1833年に、亡くなった。338 Ferdinand R.の父であり、369 Heusingerの義理の父でもある<sup>36)</sup>。

(4) (a) 教授の収入についてもふれると、個人別にかなりの差がある。64頁の表(1808年)を参照されたい<sup>37)</sup>。興味深いのは、マールブルクのような小都市では、18世紀までは、現物給付も行われていたことである。主食の麦のほか、ニワトリと木であり、木というのは薪の意味である。実際に生きたままニワトリが付与されたのかどうかは不明であるが、1/3や2/3というのは肉を意味しているから、他の場合も肉であったと推察される。

この表の当時、Weisは42歳、Erxlebenは68歳、Bucherも68歳、Robertは43歳、Bauerは36歳である。同年齢のErxlebenとBucherの相違から、副理事長としての給付が大きいことがわかる。法人化後のわが国立大学のような。現金の給与のみならず、現物給付の差も大きい。

金額だけではなく、副理事長に対する現物給付の量がかなり多いことから、以下が推察される。燕麦の消費量が人によって10倍も違うはずはなく、また、他の者の場合は、それほどの相違はない。時代背景からすると、管理職である副理事長には社交儀礼上、宴会を主催する機会が多かったことから、その対価が含まれていたとみるべきである。そうすると、相違は、必要経費に関するものとなる。副学長の給与は他の者と異ならないから、そうした義務はなかったのであろう。断定するには、理事長、学長の収入の数字が必要であるが、不明である(なお、1727年から1868年の間は学長はおかれていない)。

---

36) Ib., S.117f.

37) MJF②, S.25.

ほぼ同年齢の Weis と Robert の給与の差はわずかである。そして、Robert と Bauer の差は、年齢によるものであろう。しかも、現物給付の小麦は、若年の Bauer の方が多いから、実質的な差はより小さくなる。Bauer のみ小麦の給付が多く、現物給付のニワトリは少ないが、こうした相違の理由は不明である（扶養家族の構成の違いだとすれば、現物給付は扶養手当を意味することになる）。

また、当時、現物給付がされていても、すでに価値による換算も行われていた。それによれば、Weis は 56 ターラー、Erleben 136 ターラー、Bucher, Robert, Bauer は、それぞれ、54、62、84 ターラーであった<sup>38)</sup>。こうした金銭的評価の結果、しだいに金銭給付がされるようになったのである（後述(b)参照）。

役職者には、卒業試験や学位試験の費用からの収入が定められていた。Aktenpaket St.A.305n, Nr.2123 では、卒業試験のさいには、副学長に 1 ターラー、学位試験のさいには、5 ターラーが、また副理事長には 4 ターラーが与えられるものとしている（ちなみに、そのときの試験の印刷費は 1 ターラー、試験の鐘を鳴らす副学長の雇い人にも 1 ターラーが給与されるとする<sup>39)</sup>）。こうした収入の総計からも、役職者には、他の教授との差額が生じるのである。

### 1808年の給与

	R ターラー	小麦 (M.)	燕麦 (Mött)	木 (Klafter)	鶯鳥	雌鶏	雄鶏
副学長 Weis	400	20	4	3	5	6	6
副理事長 Erleben	900	20	54	13	10(1/3)	12	12
教授 Bucher	600	20	4	3	1	2	2
教授 Robert	450	20	4	3	5	6	6
教授 Bauer	350	40	4	3	1(2/3)	2	2

ターラーはライヒス・ターラー、1/9 ケルンマルク（1 マルクで銀 233.856g）。1 Klafter は、約 1 立法メートル、小麦と燕麦の単位 Mötte はマールブルクで用いられた重さの単位であり、5232 立法インチ、104 リットルである（1 袋 (Sack) およそ 100 リットルで、60kg 程度と推察される）。年に 20 袋は、当時の摂取量で、およそ 6 人分となる。

38) MJF②, S.26 Anm.98.

39) MJF②, S.31. ちなみに、学部試験のときに、大学金庫には 10 ターラーが納められる。

(b) 1823年の給与では、現物給付はなくなっている<sup>40)</sup>。19世紀に入ると、こうした現物給付をもたらす大学の聖職禄や学禄が減少したからである。ナポレオン戦争中の封建的諸権利の廃止も影響している。

それに代えて、金銭的価値の給付が行われた。Herrschtl.は、ラントの直接支出で、Univ. は大学の支出で、両者を合計して給与を平均化していることから、合計額に意味がある。支出項目の相違には、あまり意味はなく、説明もしがたい。

合計額はおおむね年齢によっているようにみえるが、個別には逆転もみられる。Zachariae は、Platner よりも年長であるが、給与は低く、10歳年下のLöbellと同額である。副理事長に対する優遇は、1808年に比して、小さい。LöbellとJordanは、1歳しか異なるのに、給与には、かなりの相違がある。理由は不明である。ドイツの大学では正教授であっても、短期間で他の大学に転籍する例が多いが、こうした相違から生じるものであろう。実際に、PlatnerもLöbellも、途中で転出したZachariaeよりも、在任期間は長い。

1831年の公務員法(Staatsdienstgesetz, 1831.3.8)では、給与は、一般の公務員の給与表によることになった(たとえば、Puchtaは、2000ライヒス・ターラー)。もっとも、こちらにも、実際にはかなりの差があることについては、別稿で述べたことがある<sup>41)</sup>。招聘時の交渉に意味があるからである。

---

40) MJF②,S.25. 中世の大学は、遺言や贈与で設定される基金や学禄・聖職禄を多数有しており、それには、定期金や定期の現物給付が結合されることが多かったのである。今目的には、奨学金や信託財産からの定期給付のようなものである。後述する(注45)寡婦基金もそうしたものの1つであろう。

大学で勉学する学生も、修道院から派遣される場合には、聖職禄を糧とした。貨幣経済の進展から修道院の収入が減少すれば、派遣される学生数も減少し、その質も低下する。聖職禄の価値が減少すれば、大学も、その基盤を、教会から国家やラントに移すことが必要になったのである。

41) Ib.,S.26.【法学上の発見】239頁参照。

## 1823年の給与

	Herrschaftl.	Univ.	Summe 合計	年齢
副理事長 Robert	180	820	1000	58 歳
教授 Zachariae	200	500	700	42 歳
教授 Platner	798	-	798	37 歳
教授 Löbell	650	50	700	32 歳
教授 Jordan	400	-	400	31 歳
員外教授 Endemann	200	-	200	27 歳

(単位は、ライヒス・ターラーで、年額である)

(c) この他にも、教授には聴講料や私的な講義からの副収入がある(1861年の私的な講義 Privatvorlesungの費用は、5ターラーと20 Albusであった。1ターラーは30 Albusである)。以下は、1823/24年の冬学期の額である。こちらにも、人と科目によって、相当の差異がある<sup>42)</sup>。このときの肩書は、いずれも教授であり、講義する数科目の合計額であろう。

Robert	224 (ライヒス・ターラー)	-	(Albus)
Platner	113	8	
Löbell	485	16	
Jordan	172	8	
Endemann	230	16	
Bickell	345	16	

ただし、こうした聴講料や私的な講義の収入は、1861年には減っている<sup>43)</sup>。表以外の、もっと聴講生が多いと思われる他の科目(たとえば、パンデクテン)の詳細は不明である。私的な講義がどのように行われるかも、必ずしも明確ではないが、場合によっては(試験準備科目など)かなり高額であり、定収入のない私講師にとっては、よい収入となっている。

42) MJF ②,S.29.Anm.112.

43) MJF ②,S.29.

講義者	科目	聴講生数	収入	
教授 Vollgraf	国際法	3	11 (ターラー)	10 (Albus)
教授 Büchel	Institutionen	6	34	
	教会法	11	62	10
	法史	8	45	10
	ドイツ私法	5	22	20
教授 Köppen	相続法	3	17	
私講師 Platner	商法・手形法	3	9	
	試験準備	1	22	20
私講師 Wolff	パンデクテン試験準備 (Examinatorium)	1	102	

(d) 以下は、1858年から1867年の間の学部の卒業試験の収入である<sup>44)</sup>。試験料は、1人、平均ほぼ20.3ターラーの支出となる。10年間の合計額は2212ターラーで、1年間の平均額は221ターラーとなる。19世紀には、大学に通う学生数は少なく、諸経費の負担は重かったのである。

年	試験人数	収入	
1858	18人	366 (ターラー)	-
1859	16	325	10 (Albus)
1860	7	142	10
1861	8	162	20
1862	7	142	10
1863	15	305	-
1864	10	203	10
1865	5	100	20
1866	10	203	10
1867	13	264	10

44) MJF ②,S.30.年代別の推移である。

試験の場合の教授の手当は、以下ようになる。1867年2月19日の受験者 Schödde の試験では、32ターラー10グロッシェンの試験料は、以下のように分配された<sup>45)</sup>。この場合の試験料はかなり高いが、その理由は不明である（属人的なものか、年によるものかも不明）。通常の試験官は2、3人であるから、試験官の数が多い（その理由は不明）ことによると推察される。試験官を2人減らすと、平均額の20ターラーに近くなる。教授間の差の理由は不明である（2名は陪席ということかもしれない）。

#### 試験時の手当の詳細

教授 Platner	5 (Rtlr.)	2 (Sgr.)	6 (Heller)
教授 Löbell	5	2	6
教授 Vollgraff	5	2	6
教授 Büchel	2	16	3
教授 Röstel	2	16	3
法律顧問	1	-	-
大学の金庫	3	10	-
寡婦扶助金庫	5	10	-
用務員 Hellwig	1	-	-
用務員 Lichau	1	-	-
大学下女	-	10	-
(合計)	32	10	-)

#### 4 卒業生の数

法学部の卒業生では、1800年には、4人が学部の卒業試験 (Fakultätsexamina) をうけて、4人合格した。世紀半ばの1850年は、24人がうけて、22人合格であった。併合前の1867年には、14人がうけて、14人合格した。

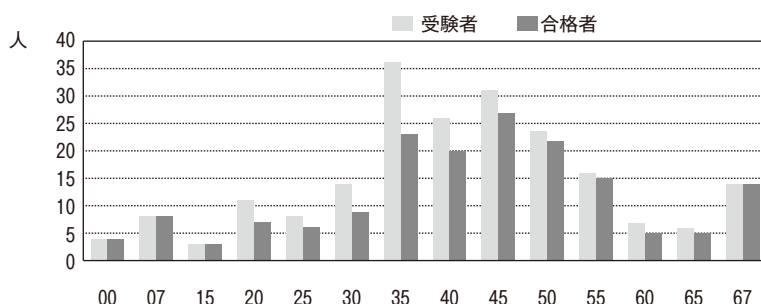
より詳細な合格者の変遷は、以下のグラフによる。その数が学生数をおおむ

45) MJF ②,S.30.教授別の分配である。ここで、大学の金庫 (Univ.Hauptkasse) のほかに、寡婦扶助金庫が登場する理由は正確には不明であるが、学部試験のときにも、大学の金庫に10ターラーが納められるときに、寡婦扶助金庫には17ターラーが納められるものとしている (Ib., S.31)。



ね反映していることはいうまでもない<sup>46)</sup>。プロイセンに併合された後、1868年からは、併合されたプロイセンの国家試験(レフェレンダー試験)がこれに代わるものとなる。プロイセンの法曹養成制度との比較では、第一次国家試験に相当する。ヴィントシャイトは、サヴィニーが、国家試験に落ちたことを指摘したが、サヴィニーの卒業した時代は、まだ学部の卒業試験が存続していたのである<sup>47)</sup>。

#### 卒業試験の受験者と合格者



受験者、合格者は、1817年まで、1 桁であり、1818年からはほぼ2 桁となっている。受験者がもっとも多かったのは、1834年と35年、1852年で、それでも、ともに36人である(ただし、合格者は、それぞれ、24人、23人、34人)。1853年以降の受験者は、20人に満たない。

合格者が多かったのは、1842年の30人、1852年の34人である。1845年の27人も多い。1850年代後半の合格者は、11人から16人であり、1860年代では、10人内外にすぎない。卒業生の生産性という意味では、1830年から1850年がピークである。

プロイセンへの併合後は、学生数が増えたことから、卒業生も増加したが、これは、プロイセン式の国家試験の対象である。

46) Ib., S.140.

47) サヴィニーが、卒業試験を受けたのは、1799年であった。1800年に、マールブルク大学の法学博士となっている。【法学上の発見】51頁。

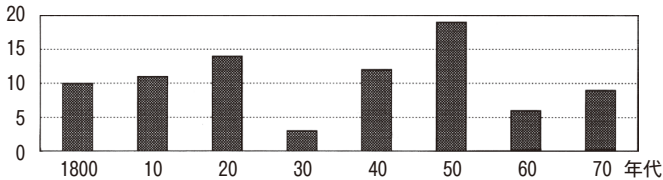
## 5 学位の数

(1) 学位は、19世紀を通じて、ほぼ毎年1人か2人である。1820年に4人であるが、1819年はゼロである。1822年から1825年は毎年ゼロである。1853年、1856年、1875年に、4人であるが、年間4人が最大である。1879年に2人、1880年に1人、1881年に2人、1882年と83年にゼロ、1884年に1人などである。1885年以降は、Jahresverzeichnis der deutschen Hochschulschriftenによるものとされている<sup>48)</sup>。

年ごとの数では、ゼロから最大でも4人ほどであり、年によるばらつきが大きい。それだけでは、有為な数字はえられないので、10年ごとに集計した数字をみよう。法学部の学生数と同様に、相当程度は時代による変遷を反映している。学生数では、1830年代に減少し（ただし、全学部では30年代まで増加していた）、同様に、学位数でも、1830年代は、減少期である。

19世紀の後半についても、学生数は、40年代にもちなおしたのが、減少を続け、1870年代まで、回復しなかった。学位においては、50年代のピーク後、減少し、70年代に回復している。ただし、学生数との間で、若干のずれはみられる。

### 学位数（10年ごとの合計）



グラフの後、1880年以降は、1880年に1本、1881年に2本、1884年に1本だけである。

(2) 学位のタイトルでは、サヴィニーやその師ヴァイスのものが知られてい

48) MJF②, S.143. 大規模大学と比較すると、きわめて少ない。大規模大学は、40～80を通常とするからである。前注34)参照。

るが、ほかにも著名なものでは、以下がある。数は少なく、マスプロ化した現在の Dissertation とは比較にならない権威があった。19世紀初頭までは、これによってハビリタチオン・教授資格を取得することも可能であった。これに対し、現在では、ハビリタチオンを取得するには、学位論文 (Dissertation) とは別個に、ハビリタチオン論文が必要であり、その程度・内容も、学位論文とは比較にならない。

タイトルにも変遷があり、しだいに古典的なテーマから、現代的なテーマに変遷している。

1800年、Savigny, de concursu delictorum formali.

1805年、Carl Christian Wetzell (aus Kassel), de foro in caussis criminalibus competente.

Bucher, de iure transmissionis hereditatis atque legati ex temporis successu.

1814年、このWeis の論文タイトルは、不明である。

1818年、Endemann, De implendae conditionis tempore.

1828年、Büchel, de fiducia, pignore et hypothecca, commentatio rima de fiducia.

1830年、Carl Vangerow, commentatio ad 1.22. § 1,c de iure deliberandi (6,30).

1840年、Georg Wetzell (aus Wien), lex XII tabularum rerum furtiarum usucapionem prohibet.

1845年、Platner, de quibusdam Constantini legibus.

1851年、Fuchs, de periculo in contractibus innominatis praestando.この論文では、学位と同時に教授資格も授与された。

1853年、Loebell, de iure filiifamilia.

1875年、Fischer, Otto, Anwendbarkeit der actio Pauliana auf Zahlung Hingabe an Zahlungsstatt und Pfandbestellung.

1884年まで。以後は、Jahresverzeichnis der deutschen Hochschulschriften でみることができる。

1856年には、初めてドイツ語のタイトルの学位論文が登場した。Jurius Rodenberg, *Die Regredienterbschaft*, 1856.5.7. もっとも、他の3本は、ラテン語であり、1857年から1874年まで、12本の論文のタイトルのうち、ラテン語は9本で、ドイツ語は、3本にすぎない。ドイツ語だけになったのは、1878年以降である。

もっとも、本文は、19世紀の初頭から、ほぼドイツ語になっている。最後のラテン語のタイトルは、Heinrich Pescatore, *de emptione venditione et subministracione secundum jus mercatorium*, 1875である。しかし、同年のGustav Pescatore, *Zur Lehre vom formlosen Widerruf der Testamente*, 1875は、ドイツ語である<sup>49)</sup>。

(3) 名誉博士は、100年で30人ほどであり、数は少ない。19世紀初頭には、カッセルの高裁判事や長官が多く、それ以外でも司法関係者が多いのは当然であろう。1840年に、授与をうけたGottfried Hermannは、ライプチッヒ大学の哲学教授であるが、マールブルク大学のEduard Platnerの師にあたる。人的な関係で付与されていることが推測される。プロイセンに併合された後、さらに統一後には、ベルリンの高官やライプチッヒのライヒ大審院判事などがみられる。ライヒ大審院判事のSpechtも入っている。ライヒ司法部の高官も目につき、1889年に、ライヒ司法部の理事、Bosseにも付与されている<sup>50)</sup>。

## 6 学 部 長

(1) ドイツの学部長は、通常、任期は1年である。ただちに再任することは少ないが、数年後にまた繰り返して任命されることは多い。とくに、18世紀までは、学部の正教授の数が少なく、かつ同じ大学に定着することが通常であったから、数回から10回近くもすることもある。ちなみに、他学部でも同様である。

また学長についても、任期は1年である。こうした短期の交替の体制が可能

---

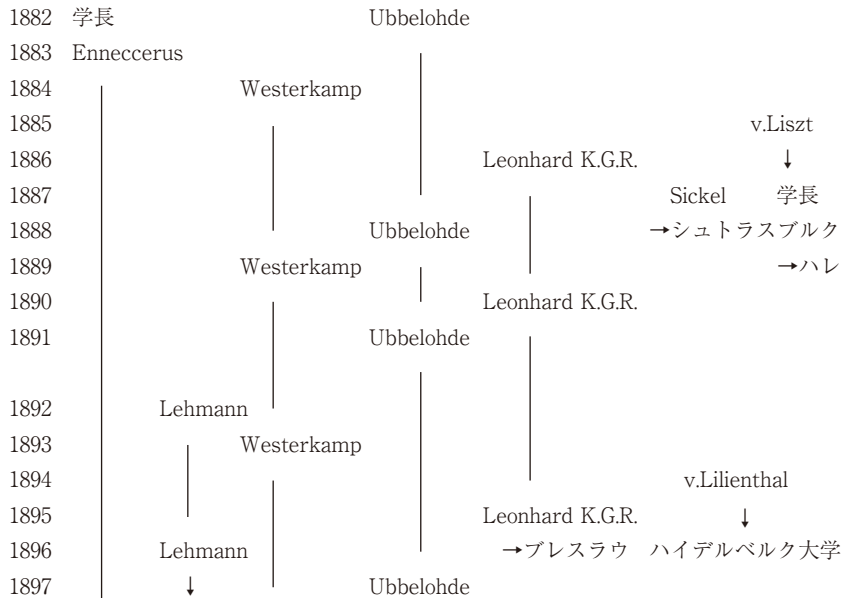
49) *Ib.*, S.143.

50) *Ib.*, S.149f.

なのは、事務体制が整っており、研究者個人のプレーに依存するところが少ないからである。また、短期であることから、アメリカの管理職のように、管理職に特化することはなく、管理職経験者が研究に戻る事が可能となっている。

以下は、1883年から1900年の記録である。毎年改選されているが、Ennccerus や Ubbelohdeは、3回、Lehmann も2回なっている。回数を重ねる例が多いのが特徴である。パンデクテン法学の時代の著名人が多数いる。20世紀になると、教授の流動性が高まり、大学を転じるが増え、多数役職を重ねる回数は減少した<sup>51)</sup>。1回しかしていない場合は、転出しているからである。学長や学部長の経験者でも、じきに転出する例は多い。員外教授などでは、1年で転出する例もある(後述の Schulin参照)。

**学部長**



51) Ib., S.151.

1898		学長	Westerkamp	死亡
1899	Enneccerus		↓	
1900	Enneccerus		1910年に死亡	
		議員活動		

(2) 1883年から1899年の間の学部長経験者の簡単な経歴は以下のとおりである。

(a) エンネクツェルス (216 Karl Martin Ludwig Enneccerus, 1843.4.1-1928.5.31, マールブルク大学 1873-1921) は、著名な民法学者であり、本稿では簡単にふれるにとどめる。1843年に、Neustadt (am Rübenerge) で生まれ、1868年に、ゲッチンゲン大学で法学博士となった。1870年に、ゲッチンゲン大学でハビリタチオンを取得し、1872年に員外教授、1873年に、マールブルク大学で正教授となった。1876、79、83、99、1900、09、15年に、学部長となった。1882年に学長、1879年以降、ヘッセンのラント議会の議員、1882年から98年は、プロイセンの下院の議員、1889/90、1893/98は、ライヒ議会議員 (自由国民党) となり、1892年に、枢密顧問官、1921年に公職を辞した。1928年に、マールブルクで亡くなった。339 Otto v. Büngner, 628 Hans Glagau の義理の父である<sup>52)</sup>。彼は、今日では、著名な民法テキストの創始者として、あるいは民法典の起草に関与したことで知られている (【法実務家】118 頁)。詳細は、民法テキストに関する別稿による。

(b) ヴェスターキャンプ (217 Justus Bernhard Westerkamp, 1839.5.16-1912.1.15, マールブルク大学 1876-1910) は、1839年に、オスナブリュックで生まれた。1866年に、ハノーバーの裁判所試補、1867年に、区裁判官となった。1870年に、高裁試補、1873年に、ゲッチンゲン大学の法学博士。1875年に、マールブルク大学の員外教授、1876年に正教授。1880、84、89、93、98、1908年に、学部長、市会議員、議長、1894年に、枢密宮廷顧問官となった。1912年に亡くなった<sup>53)</sup>。

52) Gundlach ①, S.135。エンネクツェルスについては、そのテキストに関する別稿で検討する予定である。

53) Ib., S.135.

(c) ウペローデ (214 August Philipp Wilhelm Georg Hermann Friedrich Ubbelohde, 1833.11.18-1898.9.30, マールブルク大学 1865-1898) は、1833年に、ハノーバーで生まれた。1854年にLauensteinの区裁で修習生となった。1856年に、ゲッチンゲン大学で法学博士。1857年にハビリタチオンを取得し、1862年に、ゲッチンゲン大学で員外教授、1865年に、マールブルク大学の正教授。1871年に、上院の終身議員となった。1885年に、枢密顧問官となった。市参事会員、副市長、1867、72、75、78、82、88、91、97年に、法学部長。1869年に、副学長、1871年に、学長となった。1898年に亡くなった<sup>54)</sup>。

(d) K.G.R.レオンハルト (220 Karl Georg Rudolf Leonhard, 1851.12.26-1921.1.1, マールブルク大学 1885-1895) は、1851年に、ブレスラウで、ユダヤ系の家庭に生まれた。1874年に、ベルリン大学で法学博士。1878年に、ハビリタチオンを取得し、1880年に、ゲッチンゲン大学の員外教授、1884年に、ハレ大学の員外教授、1885年に、マールブルク大学の正教授。1894/95年、公文書館志望者の試験委員会の長、1895年に、ブレスラウ大学に移籍、1896年に、枢密顧問官、1902/03年に、ブレスラウ大学学長、ニューヨークのコロンビア大学の客員教授。1921年、ブレスラウで亡くなった<sup>55)</sup>。以下の業績がある。

Versuch einer Entscheidung der Streitfrage über den Vorzug der successio graduum vor dem Accreszenzrechte nach römischem Rechte, 1874.

Institutionen des römischen Rechts, 1894.

同名の F. レオンハルト (226 Franz Leonhard, 1870.9.1- 1950.7.20) は、1870年に、フランクフルト (オーダー) で生まれた。父は、枢密顧問官であった。マールブルク大学で法律学を学び、1891年に、第一次国家試験に合格、1896年に、第二次国家試験に合格した (Große Staatsprüfung)。1896年に、ゲッチンゲン大学の法学博士。同年、ハビリタチオンを取得。1898年に、マールブルク大学の員外教授。1899年に、正教授となり、この年から講義をもった。1904年、1911年、1918年に、学部長。1918年に、市会議員、1914年に、Neuf-Chateau

---

54) Ib., S.135f. 【法学上の発見】 266頁。

55) Ib., S.136f.

で重傷をおった。1917年に、マールブルク大学の学長、同年、枢密顧問官。703 Feußner の義理の息子にあたる<sup>56)</sup>。

民訴法で著名なレオンハルト ((Gerhard) Adolf (Wilhelm) Leonhard, 1815.6.6-1880.5.7) は、マールブルク大学とは関係がない。彼は、1815年に、ハノーバーで生まれ、ゲッチンゲン大学で法律学を学び、1837年に学位をえた。ハノーバーで役人、弁護士をした。1848年に、ハノーバーの司法省参与、1850年に、ハノーバーの民訴法草案を作成し、1863年に、司法省次官、1865年に、司法大臣となった。1866年に、Celle の高裁の副長官、1867年に、プロイセン司法大臣、1877年のライヒ司法法などの起草に携わった<sup>57)</sup>。

(e) ジッケル (221 Carl Friedrich Wilhelm Sichel, 1847.11.6-1929.8.25, マールブルク大学 1885-1887) は、1847年に、チューリンゲンの Roßleben で生まれた。1867年から、ボン、ハレ、ベルリンの各大学で法律学を学び、1871年に、ベルリン大学の法学博士。1872年に、修習生となる。1876年に、ゲッチンゲン大学でハビリタチオンを取得し、1883年に、ゲッチンゲン大学の員外教授、1884年に、マールブルク大学の員外教授。1885年に、正教授、1887年に、法学部長、1888年に、シュトラスブルク大学教授。1922年に、名誉教授となった<sup>58)</sup>。

De possessione legitima, 1872.

Geschichte der deutschen Staatsverfassung, 1879.

(f) リストとリリエントールは、ともに著名な刑法学者である。

リスト (218 Franz Eduard v. Liszt, 1851.3.2- 1919.6.21, マールブルク大学 1882-1889) は、1851年に、ウィーンで生まれた。1874年に、ウィーン大学の法学博士、1875年に、グラーツ大学でハビリタチオンを取得。1879年に、ギーセン大学の正教授。1882年に、マールブルク大学の正教授となった。1885年、学部長、1887年に、学長、1889年に、ハレ大学教授、1899年に、ベルリン大学

---

56) Ib., S.139f.

57) このレオンハルトについては、拙著・ドイツ法学と法実務家 (2017年) 178 頁参照。

58) Gundlach ①, S.137; Catalogus professorum Göttingensium, 1962, 59, 69.ゲッチンゲン大学に関しては、別稿による。



教授、ライヒ議会議員、Czernowitz大学とブダペスト大学から、名誉博士号をうけた<sup>59)</sup>。ラートブルフ (G.Radbruch, 1878-1949) の師である。

(g) リリエントール (224 v.Karl Ludwig Julius v.Lilienthal, 1853.8.31-1927.11.8, マールブルク大学 1889-1896) は、1853年に、Elberfeld で生まれた。1872年に、第一次国家試験に合格、Elberfeld の区裁判所で修習生となった。1873年に、ハイデルベルク大学の法学博士。1877年に、裁判所試補。1879年に、ハレ大学でハビリタチオンを取得、1879年に、チューリヒ大学で、正教授となった。1889年に、マールブルク大学で正教授。1894年に、学部長。1896年に、ハイデルベルク大学教授、1902年に、バーデンの宮廷顧問官、1911/12年、ハイデルベルク大学の副学長。1919年、公務を辞して、名誉教授となった<sup>60)</sup>。

(h) なお、学部長ではないが、L.サヴィニー (229 Leo von Savigny, 1863.6.19-1910.5.10, マールブルク大学 1901-1902) にふれる。彼は、著名なサヴィニーの孫である。1863年に、ブリュッセルで生まれ、1885年に、第一次国家試験に合格、1885年に、ゲッチンゲン大学で法学博士となり、カッセルで修習生となった。1891年に、スイスのフライブルク大学で正教授。1895/96年に、その学長となった。1898年に、ゲッチンゲン大学教授、1900年に、プロイセン文化省に勤務した。1901年に、マールブルク大学で正教授 (国法学、教会法と国際法を教えた)。1902年に、ミュンスター大学教授となった。1904/05年に、その学長、1907年に枢密顧問官。1909年に上院の終身議員となった。1910年に、ミュンスターで亡くなった (Trag城に埋葬)<sup>61)</sup>。

(i) さらに、1905年の学部長であるアンドレ (227 Fritz Hermann Bernhard André, 1859.12.24-1927.6.17, マールブルク大学 1899-) にふれる。彼は、1859年に、オスナブリュックで生まれ、1881年に、第一次国家試験に合格、修習生となり、1884年に、ベルリンで法学博士 (Die Lehre vom Schatz nach römischem und gemeinem Recht, 1884)、1887年に、第二次国家試験に合格した。1888年に、ゲッチンゲンのラント地裁で試補、1891年に、ゲッチンゲン

59) Ib., S.136

60) Ib., S.138f.

61) Gundlach ①, S.141f.

大学でハビリタチオンを取得し、1892年まで、ライヒ司法部で補助員となった(BGBの制定作業)。1892年に、ゲッチンゲン大学の員外教授、1899年に、マールブルク大学の正教授(persönlicher Ordinarius)となった。1905年、1912年、1919年に、学部長、1906年に、学長となり、1917年に、枢密顧問官となった。1921年に、エンネクツェルスの後継となった(planmäßiger Ordenarius)。1927年に、マールブルクで亡くなった<sup>62)</sup>。

---

62) Ib., S.140.

なお、近時の学者にも若干ふれると、サファーリング(Christoph Safferling, 1971-)は、1971年に、Alzenau-Wasserlosで生まれ、ミュンヘン大学、ロンドン経済大学で学び、1999年に、ミュンヘン大学で学位をえた(Towards an international criminal procedure - how to reconcile continental and Anglo-American criminal procedure in an international procedural order from a human rights perspective, 1999)。2006年に、ハビリタチオンを取得、2007年に、マールブルク大学教授となった。2015年から、エルランゲン大学教授である。専門は、刑法、刑訴法、国際刑法である。

歴史家のManfred Görtemakerとともに、連邦司法省の委嘱をうけた歴史検証委員会(Unabhängige Wissenschaftliche Kommission)に属し、戦後の司法関係者とナチスとの関連について検証する作業を行っている。その成果が、Die Rosenberg - Das Bundesministerium der Justiz und die NS-Vergangenheit (hrsg.) Görtemaker Manfred/Safferling Christoph, 2013である。

2016年にも、Görtemaker/Safferling, Die Acte Rosenberg, Das Bundesministerium der Justiz und die NS-Zeit, 2016がある。

ほかに、Vorsatz und Schuld - Subjektive Täterelemente im deutschen und englischen Strafrecht, 2007.

Rössner Dieter/Safferling Christoph, 30 Probleme aus dem Strafprozessrecht, 3. A. 2014 など。

連邦司法省による検証作業については、Görtemaker und Safferling (hrsg.), Die Rosenberg, Das Bundesministerium der Justiz und die NS-Vergangenheit- eine Bestandsaufnahme, 2013.一橋法学12巻3号105頁およびその注69参照。Vgl. BMJ, Einsetzung einer unabhängigen wissenschaftlichen Kommission beim Bundesministerium der Justiz zur Aufarbeitung der NS-Vergangenheit, 11.01.2012. 【法実務家】270頁参照。

また、ヘルムス(Tobias Helms, 1968.12.16-)は、家族法学者のフランクの弟子で

(j) 学部長ではないが、1年のみで転出した例として、シューリンをあげる。

シューリン (243 Johann Friedrich Paul Schulin, 1843.8.4-1898.3.31) は、1843年に、フランクフルト (マイン) で生まれた。法律学を学び、1869年に学位をえて、マールブルク大学でハビリタチオンを取得した。1874年に、マールブルク大学の員外教授となった。同年、バーゼル大学の正教授となった。つまり、マールブルク大学で職についた年に転出したのである。1876年に、バーゼルの控訴裁判所の判事を兼任、1878年に、バーゼル大学の学長、1896年に、名誉教授となった。1896年に、バーゼル大学の名誉哲学博士をうけた。1898年、バーゼル近郊の Dornach で亡くなった<sup>63)</sup>。

---

ある。1968年に、Oberhausenで生まれた。1989年から、フライブルク (im Breisgau)、ジュネーブの各大学で法律学を学び、1995年に、第一次国家試験に合格し、1998年に、フライブルク大学のフランクの下で、学位をえた (Die Feststellung der biologischen Abstammung 1999)。1999年に、第二次国家試験に合格し、フライブルク大学で、学術補助員となった。2006年に、同じくフランクの下でハビリタチオンを取得した (Gewinnherausgabe als haftungsrechtliches Problem 2007)。2006年に、マールブルク大学で、教授となった。師のフランク (Rainer Frank) の相続法を改定している。Erbrecht (begr. v. Frank Rainer), 5. A. 2010, 6. A. 2013.

共著の物権法もある。Helms Tobias/Zeppernick Jens Martin Sachenrecht, I 2010, 2. A. 2013, Helms Tobias/Zeppernick Jens Martin Sachenrecht, II 2013, 2. A. 2015.

家族法雑誌の共同編者もしている (Zeitschrift für das gesamte Familienrecht)。

さらに、著名人では、解除論で名高いレーザーがおり、彼は、定年まで、マールブルク大学にとどまった。小野・国際商事法務45巻8号1188頁以下。

63) Gundlach ①, S.148; DBA 1149,71-72, DBI 4, 1861a, IBI 2, 980b.

同名の P. シューリン (Philipp Friedrich Schulin, ca.1795-ca.1874) は、法律家で歴史家である。詳細は不明である。以下の著作がある (Jung, Schulin, Philipp Friedrich, ADB 34 (1892), S.743f, DBA 1149,83-84, DBI 4, 1861a, IBI 2, 980b)。

De Dionysio Halicarnasseo historico praecipue historiae iuris romani fonte, 1820; Überblick der wesentlichen Punkte worin der ... abgefasste Entwurf einer erneuerten und erweiterten Wechsel- und Merkantilordnung von der dermaligen Frankfurter Gesetzgebung abweicht, 1827; Niederländische und großbritannische Wechsel- und Münzgesetze, 1827; Akten des Parlaments von Großbritannien und

Über einige Anwendungsfälle der Publiciana in rem actio 1873.

Über Resolutivbedingungen und Endtermine, 1875.

#### IV むすび—近時の国家試験の動向—

(1) ドイツでは、2007年、法曹養成に関する改革法にもとづき新司法試験（第一次国家試験）が行われた。2002年7月に成立し、2003年7月から施行された改革法によって、大学では新カリキュラムが導入され、新しい試みが行われてきた。新カリキュラムによる卒業生が出て、2007年に初めてその成果が問われたのである。もっとも、新試験による受験生は初年度は少なく、本格的な実施は2008年からであった<sup>64)</sup>。

すでに10年間の成果が出ており、これを検討しておくことには意味があるが、本稿では立ち入りえない。本稿で対象とした19世紀までの大学との比較から、20世紀に入ってからの学生数の爆発的増加にのみふれる。この増加は、第二次世界大戦後にとくにいちじるしいが、転機となったのは、むしろ第一次世界大戦である。この点についても、詳細には立ち入りえないので、82頁のグラフのみを示すにとどめる<sup>65)</sup>。

(2) 以下は、第二次世界大戦後の1959年からの、ドイツの国家試験の合格者数の推移である。第一次国家試験は、学部の卒業試験に相当する。この合格者は、おおむね受験者の7割、さらに、受験にも至らない中途脱落者が相当数いることから、法学部の入学者数は、合格者の倍ほどにもなる。20世紀の初頭ま

Irland, 1829; Entwurf einer Wechselordnung, 1829.

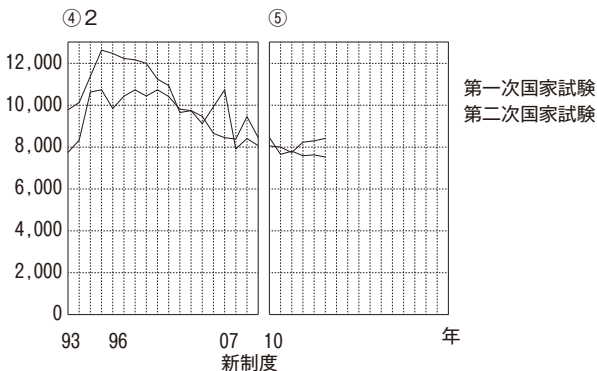
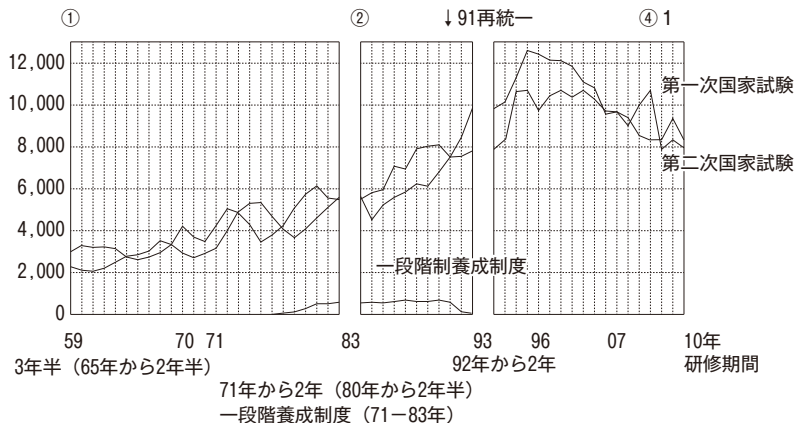
さらに、J.シューリン (Johann Heinrich Schülin, 1692-1775) は、宗務局参事、大教区司祭、Gunzenhausenの市司祭、歴史家であるが (DBA 1146,53; DBI 4, 1856b)、詳細は不明である (GND: 121196658)。

64) 新試験については、小野「ドイツの新国家試験と法曹養成の新たな動向」判時2079号3頁参照。

65) Bundesamt für Justiz, Referat III 3, Ausbildungsstatistik (毎年のもの。最新のものは、2016.10.21で、2015年の統計まで)。

では、1000人にも満たない数であったことからすれば、いちじるしい増加である。その増加は、法曹数の増加にもつながっている。

国家試験の合格者の推移



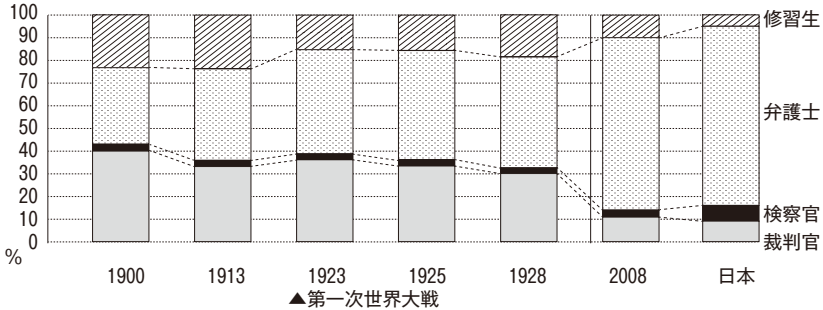
再統一後の96年ごろがピークであり、新制度の始まる2007年までが減少旗となり、2010年以降はほぼ安定した。

(3) 第二次国家試験の合格者は、法曹資格を取得するが、法曹三者のうち、裁判官と検察官の数には、定員のしぼりがある。したがって、合格者数が増大すると、資格取得者の多くは、法曹三者以外か、定員のない弁護士の職につくほかはない。その結果、法曹三者の割合では、弁護士割合の増加がもたらされ

た。

以下に、ドイツ(1900年からの推移)と日本の法曹の割合を表示してみよう。とくに、近年、弁護士数の大幅な増加により、単純な数字のみを比較したのでは、2008年の弁護士数のみが突出し、他の要素は、ほとんど意味をなさないからである(棒グラフでは表の下部に固まる)。第一次世界大戦の時期が転機といわれることから、その前後を示したものである<sup>66)</sup>。第二次世界大戦後の変遷は、この延長線にある。1900年には、まだ弁護士の方が、裁判官よりも少なかったのである。

法曹三者の割合



ドイツの弁護士数の伸びが大きいのはいうまでもないが、この傾向は、すでに第一次世界大戦の後に始まる。第二次世界大戦後は、よりいちじるしく、現在では、裁判官と弁護士の比率は、1:7.5にもなる。

意外に増加しているのは、検察官である。グラフでは明確ではないが、1929年に、裁判官の6.5%しかいなかったのが、2008年には、25%にもなっている。弁護士数の増加に隠れているものの、1929年と2008年の比較で、8.14倍にもな

66) Bundesamt für Justiz, Referat III 3, 2224 III-B7 272/2008. <Übersicht über die Zahl der Referendare im Vorbereitungsdienst> このほかに、500人ほど連邦の裁判官がいる。古い部分は、Roesner, Justizstatistik, DJZ 35 (1930), Sp.84,86.

日本の人数は必ずしも明確ではないので、裁判官、検察官とも、定員で概数である。また、裁判官は簡裁判事を、検察官も副検事を含む。修習生も、概算で、最近の合格者数である。

る。弁護士数が、9.0 倍になったことと、ほぼ匹敵する。裁判官のみが、2.07 倍の伸びにとどまる。逆にいえば、官憲国家といわれた帝政期に、検察官の数が少なかったことに驚くべきであろう。帝政期の検察官は、法曹の中でもエリートであったのである。

日本の検察官も、裁判官比では、相対的に多い。裁判官数の 73 % にもなる。ドイツの検察官が、裁判官の 4 分の 1 にとどまるのに比べると、相対的に多い。他方で、日本の裁判官の数は少なく、負担過重がうかがえる。

日本でも、弁護士比率は、ほぼ一貫して増加している。日本の特徴は、弁護士比率が高く、ドイツのそれをも上回ることである。ドイツは、裁判官数の多い点の特徴であり、それが相対的に弁護士比率を低くしている。

また、ドイツでは、もともと修習生が法曹にとどまる数が少ない。これは、ドイツの国家試験が、連邦や州の公務員試験をも相当程度まで代替しているからであり、これに対し、日本では、修習生の進路は、ほぼ法曹三者に限られる。日本の司法修習の法曹への歩留り率は、きわめて高い。反面からみると、ドイツの国家試験では、古くから他の職域への拡大可能性が高かったのである<sup>67)</sup>。

---

67) この点から、日本の司法試験が合格者を増やしても、法曹三者の増加では吸収しえないのとは異なる。ドイツの資格者は、歩留りが悪い反面、俗にいう「潰し」がきくのである。つまり、ロースクール開始時に期待された法曹資格者の多方面への進出は、もともと日本では可能性が少なかったのである。

### マールブルク大学の正教授と員外教授の講義科目 (18、19世紀)

おおむね講義の開始年の順になっている。講義の担当年については、グラフを参照 (Gundlach①, S.106ff.)

#### (a) 公 法

177 Waldschiedt, 178 Cramer, 179 Estor, 182 Kahle, 184 Hofmann, 487 Kahrel哲学部, 185 Geisler, 187 Selchow, 189 Robert, 193 Bucher, 199 *Zachariae*, 200 Jordan, 204 Vollgraff, 196 Platner, 240 *Roth*, 211 Arnold, 242 Meyer, 244 Kleinschrod, 217 Westerkamp, 221 Sickel, 246 Frantz, 222 Brockhaus, 248 Rehm, 249 Bergbohm, 251 *Sartorius*, 229 Leo Savigny, 230 *Schücking*, 256 Bredt 1910-

(b) 自然法 (法哲学と国際法) 法学というよりも、実用哲学に属するが、19世紀中葉以降は、今日の国際法である。18世紀には、哲学部の教授により講義され、C.Wolff のような著名な者もいる。

法学部 170 Hombergk, 172 Zaunschliffer, 232 Mülhause, 180 König, 235 Ihring, 233 Surland, 186 Conradi, 51 Robert 1794-1797, 192 Bauer, 196 Platner, 199 *Zachariae*, 200 Jordan, 204 Vollgraff, 211 Arnold, 242 Meyer, 244 Kleinschrod, 217 Westerkamp, 246 Frantz, 248 Rehm, 249 Bergbohm, 251 *Sartorius*, 229 Leo Savigny, 230 *Schücking*

哲学部の教授による講義 496 Riemenschneider, 177 Waldschmiedt, 497 Tilemann (gen.Schenck), 647 *Wolff*, 648 Spangenberg, 498 Piderit, 570 Geiger, 52 Coing, 487 Kahrel, 51 Robert, 489 Tiedemann, 488 Bering, 500 Creuzer, 506 Zeller

#### (c) 教会法

177 Waldschmiedt, 178 Cramer, 179 Estor, 235 Ihring, 182 Kahle, 184 Hoffmann, 50 Wyttenbach神学部, 181 Hombergk 1763, 487 Kahrel 哲学部, 183 Sorber, 186 Conradi, 185 Geisler, 51 Robert 神学部, 188 *Erxleben*, 193 Bucher, 197 Schweikart, 202 Bickell, 207 Büchel, 203 *Puchta*; 206 Richter,



209 Röstell, 241 Platner, 66 Scheffer 神学部; 211 Arnold, 72 Heppe神学部, 242 Meyer, 246 Frantz, 221 Sickel, 222 Brockhaus, 223 *Lehmann*, 251 *Sartorius*, 230 *Schücking*, 231 *Heymann*

(d) 刑法、刑訴法

232 Mülhause, 235 Ihringk, 233 Surland, 183 Sorber, 184 Hofmann, 186 Conradi, 51 Robert, 188 *Erxleben*, 192 Bauer, 237 Niemeyer, 198 Löbell, 197 Schweikart, 200 Jordan, 205 *Vangerow*, 196 Platner, 212 *Fuchs*, 246 Frantz, 218 *Liszt*, 224 *Lilienthal*, 253 Wachenfeld, 225 Traeger, 228 Oetker, 254 Engelmann

(e) 民訴法、法学実務

232 Mülhause, 179 Estor, 183 Sorber, 184 Hofmann, 188 *Erxleben*, 51 Robert, 195 Mackeldey, 237 Niemeyer, 197 Schweikart, 202 Bickell, 200 Jordan, 238 Albrecht, 206 Richter, 201 *Endemann*, 239 Duncker, 208 *Wetzell*, 209 Röstell, 212 *Fuchs*, 214 Ubbelohde, 244 Kleinschrod, 245 Pescatore, 247 *Stammler*, 218 *Liszt*, 220 R.Leonhard, 224 *Lilienthal*, 250 Leist, 253 Wachenfeld, 252 Blume, 225 Traeger, 228 Oetker, 254 Engelmann 1903-

(f) ローマ法

170 Hombergk, 177 Waldchmiedt, 232 Mülhause, 178 Cramer, 180 König, 179 Estor, 181 Hombergk, 235 Ihringk, 233 Surland, 183 Sorber, 184 Hofmann, 186 Conradi, 51 Robert, 188 *Erxleben*, 187 Selchow, 190 *Weis*, 191 Hille, 192 Bauer, 193 Bucher, 236 *Savigny*, 194 Schrader, 195 Mackeldey, 196 Platner, 237 Niemeyer, 198 Löbell, 199 *Zachariae*, 201 *Endemann*, 202 Bickell, 205 *Vangerow*, 203 *Puchta*, 207 Büchel, 208 *Wetzell*, 210 Koeppe, 213 *Bechmann*, 214 *Ubbelohde*, 215 *Krüger*, 216 *Enneccerus*, 243 Schulin, 244 Kleinschrod, 245 Pescatore, 247 *Stammler*, 219 *Lenel*, 220 R.Leonhard,

250 Leist, 252 Blume, 226 F.Leonhard, 227 André

(g) ドイツ私法（商法、手形法、海法、1807から1813年は、ナポレオン法典を含む。講義は、Bauer, Mackeldeyの担当部分で行われた）

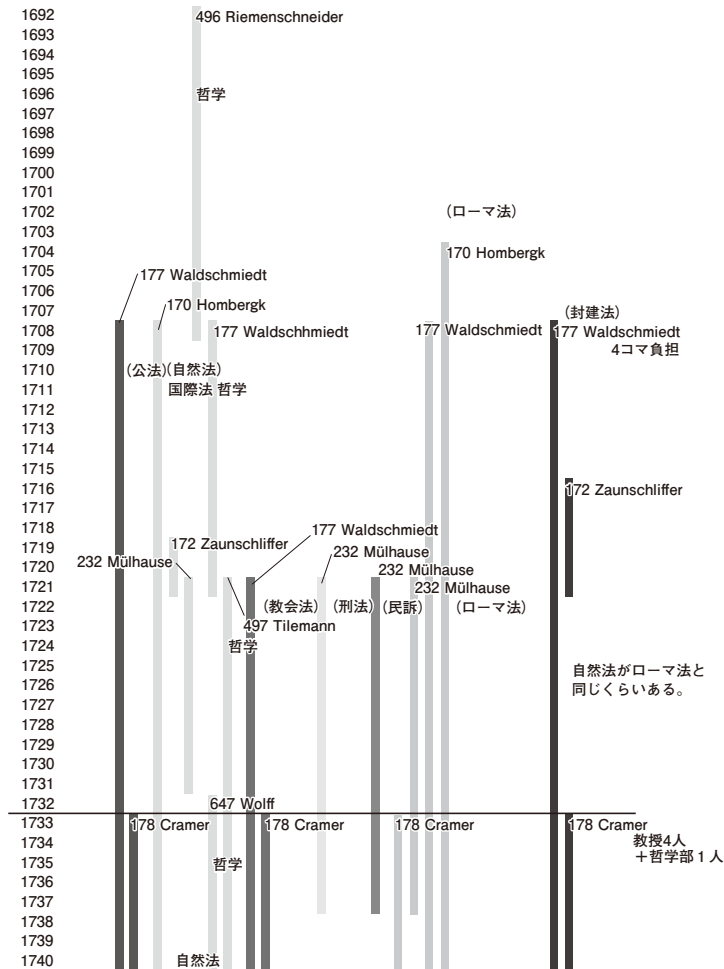
179 Estor, 180 König, 235 Ihring, 182 Kahle, 184 Hofmann, 186 Conradi, 185 Geisler, 187 Selchow, 191 Hille, 192 Bauer, 193 Bucher, 195 Mackeldey, 197 Schweikart, 199 Zachariae, 200 Jordan, 201 Endemann, 204 Vollgraff, 202 Bickell, 239 Duncker, 209 Röstel, 240 Roth, 211 Arnold, 241 Platner, 217 Westerkamp, 221 Sickel, 222 Brockhaus, 223 Lehmann, 214 Ubbelohde, 252 Blume, 216 Enneccerus, 226 F.Leonhard, 227 André, 231 Heymann, 255 Meyer

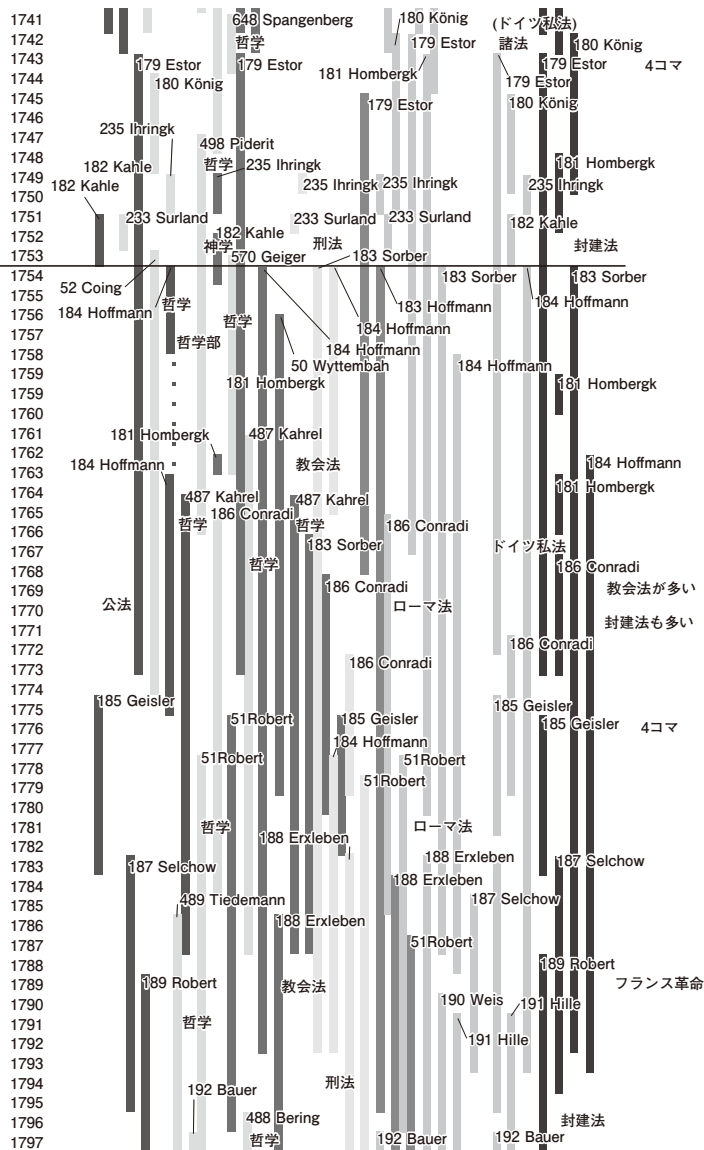
(h) 封建法

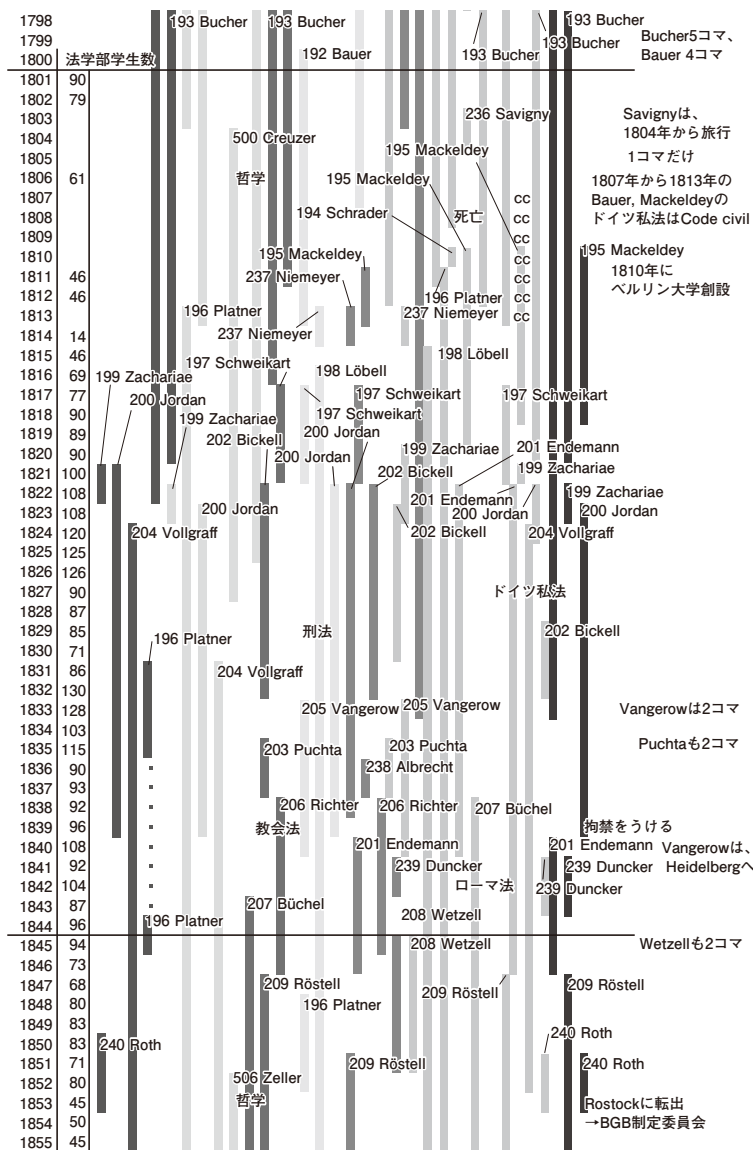
177 Waldschmiedt, 172 Zaunschliffer, 178 Cramer, 180 König, 179 Estor, 181 Hombergk, 183 Sorber, 184 Hofmann, 186 Conradi, 185 Geisler, 187 Selchow, 189 Robert, 193 Bucher, 195 Mackeldey, 199 Zachariae, 200 Jordan, 201 Endemann, 239 Duncker, 209 Röstel, 211 Arnold, 241 Platner, 217 Westerkamp, 221 Sickel, 222 Brockhaus

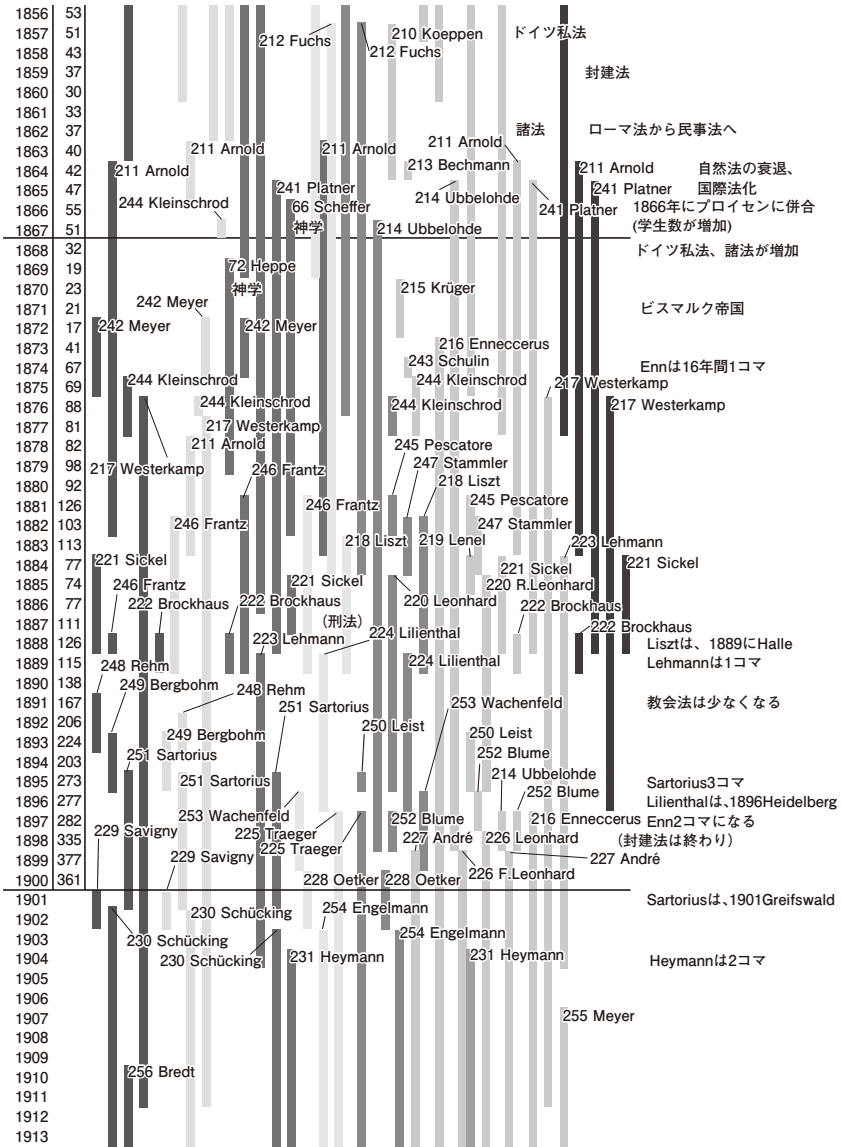
マールブルク大学の教授と担当科目

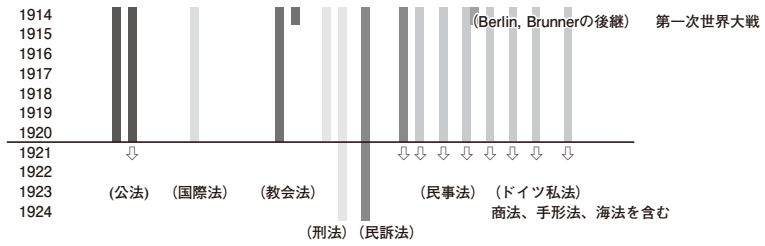
1527年7月1日に初のプロテスタント大学,11人の教授  
 1527 創設 1541ルター派  
 1605 カルヴァン派  
 1625 ルター派  
 1653 カルヴァン派











(Die Lehrgebiete der ordentlichen und ausserordentliche Professoren,S.106ff. Gundlach①,)